

令和 5 年第 1 回定例会
総務企画委員会説明資料
(議案関係)

1	令和 4 年度最終補正予算について	2
2	令和 5 年度当初予算について	3
3	第 25 号議案 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例	5
4	第 26 号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	6
5	第 42 号議案 包括外部監査契約の締結について	7

令和 5 年 3 月 1 4 日

総 務 部

2 令和5年度当初予算

(1) 予算編成の基本的な考え方

- 今回の予算編成に当たっては、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、
 - ・力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育む「新しい豊かさ」へのチャレンジ
 - ・医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築く「新しい安心安全」へのチャレンジ
 - ・茨城の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指す「新しい人財育成」へのチャレンジ
 - ・将来にわたって夢や希望を描ける県とするため、県内外から選ばれる、魅力ある茨城（IBARAKI）づくりを推進する「新しい夢・希望」へのチャレンジの「4つのチャレンジ」を加速することを基本的な考えとした。
- ウィズコロナ・ポストコロナ時代の「新しい茨城」づくりへ挑戦するため、グローバルな視点と挑戦の気概を持ち、施策を計画・実行するとともに茨城の潜在能力を最大限引き出し、未来を見据えた施策を推進することとした。

(2) 当初予算の規模

一般会計 1兆2,922億円（前年度比 +0.8%）

*新型コロナウイルス感染症関連分を除いた場合 +5.3%

(3) 主な歳入の状況

① 県税	4,268億円	（前年度比 +287億円 +7.2%）
（地方消費税清算後）	4,764億円	（ // +269億円 +6.0%）
② 地方交付税	1,964億円	（ // ▲3億円 ▲0.2%）
③ 国庫支出金	1,647億円	（ // ▲459億円 ▲21.8%）
④ 県債	839億円	（ // ▲109億円 ▲11.5%）
⑤ 諸収入	1,423億円	（ // +5億円 +0.3%）

※地方財政計画（通常分）における一般財源総額

7,456億円（前年度比 +177億円 +2.4%）

(4) 主な歳出の状況

①義務的経費	4,890億円	(前年度比	+72億円	+1.5%)
・人件費	2,991億円	(〃	▲89億円 ▲2.9%)
・公債費	1,623億円	(〃	+163億円 +11.2%)
・扶助費	276億円	(〃	▲2億円 ▲0.8%)
(社会保障関係費)	1,664億円	(〃	+37億円 +2.3%)
②投資的経費	1,462億円	(〃	+80億円 +5.8%)
③一般行政費	4,664億円	(〃	▲282億円 ▲5.7%)

(参考)公共事業(特別会計、企業会計含む)

	1,089億円	(〃	+45億円 +4.3%)
・国補公共事業	819億円	(〃	+39億円 +5.0%)
・県単公共事業	270億円	(〃	+6億円 +2.4%)

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 人事課

項 目	茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例【一部改正】
1	<p>改正の理由 茨城県退職手当基金を設置するため、所要の改正を行う。</p> <p><背景・必要性> 令和5年度から定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げることにより、1年おきに定年退職者の人数が大きく増減することに伴い、退職手当の支給額も1年おきに大幅に増減することが見込まれること等を踏まえ、基金を活用して年度間の財源調整等を行う。</p> <p>内 容 茨城県退職手当基金を設置する。</p> <p>【退職手当基金の概要】 職員の退職に伴う退職手当の支給に必要な財源を確保し、将来にわたる県財政の健全な運営に資するため、知事が必要と認めた額を積み立てるもの</p> <p><u>R5 積立額 約 79 億円【R5 年度当初予算】</u></p> <p>効果・影響 年度間の財源調整を行うことで、財政運営の安定化を図ることができる。</p> <p>施行日 令和5年4月1日</p> <p>参考事項</p> <ul style="list-style-type: none">○年度中に60歳に到達する職員のうち、翌年度以降も勤務継続すると想定する職員の割合（職員への意向調査結果） 知事部局：70%、教育庁：68%、警察本部：42%○他県の基金設置状況 設置済みまたは新設見込：41道府県○定年引上げに係る「地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、令和4年第3回定例会で可決成立し、令和5年4月1日に施行

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 財政課

項 目	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例【一部改正】
<p>1 改正の理由 県が処理する事務に係る手数料について、法律の施行等に伴い、必要な事項を改正するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 委託単価の引下げに伴う介護支援専門員実務研修受講試験手数料等の見直し (主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none">・介護支援専門員実務研修受講試験手数料 9,800円 → 9,400円 <p>(2) 建築基準法の一部改正に伴う手数料の新設等 (主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none">・建築物の容積率の特例認定申請手数料 27,000円 <p>(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の改正等に伴う手数料の算定方法の追加、規定の整理等</p> <p>(4) その他所要の改正</p> <p>3 施行日</p> <p>(1) (2) 令和5年4月1日 (3) (4) 公布の日</p>	

総務企画委員会説明資料（議案関係）

総務部 出資団体指導・行政監察室

項 目	包括外部監査契約の締結について		
1	<p>予算額 16,500千円</p>		
2	<p>現況・課題</p> <p>(1) 地方自治法に基づき、平成11年4月から、県の組織に属さない外部監査人が、特定のテーマを定め、県の財務等について毎年度監査を行うことが義務付けられている。</p> <p>(2) 外部監査人の資格は、弁護士、公認会計士、監査等実務精通者又は税理士とされている（地方自治法第252条の28①・②）。</p> <p>(3) 同一の外部監査人とは連続して4回契約することができない（地方自治法第252条の36④）。</p>		
3	<p>必要性・ねらい</p> <p>外部監査制度は、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の行政の適正な運営を確保する必要があるため、以下の観点から設けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の監査機能の専門性、独立性の強化 ・地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼性の確保 		
4	<p>内容</p> <p>地方自治法の規定に基づき、公認会計士 小笠原隆氏と包括外部監査契約を締結しようとするものである。</p> <p>[包括外部監査契約のフロー]</p> <pre> graph TD A[監査委員] -- "① 契約に関する意見" --> B[知事] B -- "② 議案提出" --> C[議会] C -- "③ 議決" --> B B <--> "④ 契約の締結" D[包括外部監査人] </pre>		
5	<p>参考事項</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>○契約</p> <p>H11～H13 公認会計士 衣笠 秀夫</p> <p>H14～H16 税 理 士 安 四郎</p> <p>H17～H19 公認会計士 今野 利明</p> <p>H20～H22 税 理 士 池谷 達郎</p> <p>H23～H25 公認会計士 小林 保弘</p> <p>H26～H28 税 理 士 池田 雄一</p> <p>H29～R 1 公認会計士 蛭田 清人</p> <p>R 2・R 3 税 理 士 坂本 和重</p> <p>R 4 公認会計士 小笠原 隆</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>○小笠原隆氏経歴</p> <p>H15～H29 新日本監査法人 (現・E Y新日本有限責任監査法人)</p> <p>H18 公認会計士登録</p> <p>H23 県包括外部監査補助者</p> <p>H29 小笠原隆公認会計士事務所開設、税理士登録</p> </td> </tr> </table> <p>○監査テーマ</p> <p>R 2 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p>R 3 債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について</p> <p>R 4 水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について</p>	<p>○契約</p> <p>H11～H13 公認会計士 衣笠 秀夫</p> <p>H14～H16 税 理 士 安 四郎</p> <p>H17～H19 公認会計士 今野 利明</p> <p>H20～H22 税 理 士 池谷 達郎</p> <p>H23～H25 公認会計士 小林 保弘</p> <p>H26～H28 税 理 士 池田 雄一</p> <p>H29～R 1 公認会計士 蛭田 清人</p> <p>R 2・R 3 税 理 士 坂本 和重</p> <p>R 4 公認会計士 小笠原 隆</p>	<p>○小笠原隆氏経歴</p> <p>H15～H29 新日本監査法人 (現・E Y新日本有限責任監査法人)</p> <p>H18 公認会計士登録</p> <p>H23 県包括外部監査補助者</p> <p>H29 小笠原隆公認会計士事務所開設、税理士登録</p>
<p>○契約</p> <p>H11～H13 公認会計士 衣笠 秀夫</p> <p>H14～H16 税 理 士 安 四郎</p> <p>H17～H19 公認会計士 今野 利明</p> <p>H20～H22 税 理 士 池谷 達郎</p> <p>H23～H25 公認会計士 小林 保弘</p> <p>H26～H28 税 理 士 池田 雄一</p> <p>H29～R 1 公認会計士 蛭田 清人</p> <p>R 2・R 3 税 理 士 坂本 和重</p> <p>R 4 公認会計士 小笠原 隆</p>	<p>○小笠原隆氏経歴</p> <p>H15～H29 新日本監査法人 (現・E Y新日本有限責任監査法人)</p> <p>H18 公認会計士登録</p> <p>H23 県包括外部監査補助者</p> <p>H29 小笠原隆公認会計士事務所開設、税理士登録</p>		

令和 5 年第 1 回定例会
総務企画委員会説明資料
(条例新旧対照表)

- 1 第 25 号議案 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 2
- 2 第 26 号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 3

令和 5 年 3 月 1 4 日

総 務 部

茨城県資金積立基金条例新旧対照表

改正案			現行		
別表			別表		
名称	目的及び積立ての額	処分	名称	目的及び積立ての額	処分
茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金	脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。以下同じ。)の実現に資する取組を行う企業を支援するための事業に要する経費に充てるため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。	脱炭素社会の実現に資する取組を行う企業を支援するための事業に要する経費に充てる時。	茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金	脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。以下同じ。)の実現に資する取組を行う企業を支援するための事業に要する経費に充てるため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。	脱炭素社会の実現に資する取組を行う企業を支援するための事業に要する経費に充てる時。
茨城県退職手当基金	<u>職員の退職に伴う退職手当の支給に必要な財源を確保し、将来にわたる県財政の健全な運営に資するため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。</u>	<u>退職手当の支給に要する経費に充てる時。</u>	(新設)		

茨城県手数料徴収条例新旧対照表

改正案	現行																		
<p>(指定試験機関等への手数料の納付等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表第5の3の2の3の項指定試験機関等の欄に掲げる者は、第1項の規定により納められた手数料のうち1件につき <u>1,400円</u>を、介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の11第1項の規定により知事が介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関するものを行わせることとした者(第5項において「試験問題作成機関」という。)に納めなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>別表第1(第2条第1項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">428 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査</td> <td style="font-size: small;">建築物の容積率の特例認定申請手数料</td> <td style="text-align: right;">27,000円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">428の2 建築基準法第52条第</td> <td style="font-size: small;">建築物の容積率の特例許可申請手数料</td> <td style="text-align: right;">160,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	428 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円	428の2 建築基準法第52条第	建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円	<p>(指定試験機関等への手数料の納付等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表第5の3の2の3の項指定試験機関等の欄に掲げる者は、第1項の規定により納められた手数料のうち1件につき <u>1,800円</u>を、介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の11第1項の規定により知事が介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関するものを行わせることとした者(第5項において「試験問題作成機関」という。)に納めなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>別表第1(第2条第1項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">428 建築基準法第52条第</td> <td style="font-size: small;">建築物の容積率の特例許可申請手数料</td> <td style="text-align: right;">160,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	(新設)			428 建築基準法第52条第	建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
事務	名称	金額																	
428 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円																	
428の2 建築基準法第52条第	建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円																	
事務	名称	金額																	
(新設)																			
428 建築基準法第52条第	建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円																	

10項, 第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	料	
429～431 略		
432 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
432の2 建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の高さの適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
433～434の4 略		
434の5 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
435～445の2 略		
446 建築基準	一団地内に建築等	建築物の数が1又

10項, 第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	料	
429～431 略		
(新設)		
432 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	160,000円
433～434の4 略		
(新設)		
435～445の2 略		
446 建築基準	一団地内に建築さ	建築物の数が1又

法第86条第1項の規定に基づく敷地とみなる制限の緩和に特例の申請に対する審査	する1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料	は2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
447 建築基準法第86条第2項の規定に基づく敷地とみなる制限の緩和に特例の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的に見地建築物の特例認定申請手数料	建築物(建築等するものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
447の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく敷地とみなる制限の緩和に係る建築物の特例の許可の申請に対する審査	一団地内に建築等する1又は2以上の建築物の特例及び空地を有する建築物の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
447の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく敷地とみなる制限の緩和に	既存建築物を前提として総合的に見地建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部	建築物(建築等するものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては238,000円、建築物

法第86条第1項の規定に基づく敷地とみなる制限の緩和に特例の申請に対する審査	れる1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料	は2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
447 建築基準法第86条第2項の規定に基づく敷地とみなる制限の緩和に特例の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的に見地建築物の特例認定申請手数料	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
447の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく敷地とみなる制限の緩和に係る建築物の特例の許可の申請に対する審査	一団地内に建築される1又は2以上の建築物の特例及び空地を有する建築物の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
447の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく敷地とみなる制限の緩和に	既存建築物を前提として総合的に見地建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては238,000円、建築物

係る建築物の特例の許可の申請に対する審査	分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
448 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく敷地内認定建築物の新築又は一般地内認定建築物の新築又は一般地内認定建築物の新築等に関する特例の申請に対する審査	一般地内認定建築物以外の建築物の新築又は一般地内認定建築物の新築等に関する特例申請手数料	建築物(一般地内認定建築物以外の建築物の新築又は一般地内認定建築物の新築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
448の2 建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく敷地内認定建築物若しくは一般地内許可建築物の新築又は一般地内認定建築物若しくは一般地内許可建築物の新築等に関する特例の許可の申請に対する審査	一般地内認定建築物若しくは一般地内許可建築物以外の建築物の新築又は一般地内認定建築物若しくは一般地内許可建築物の新築等に関する特例許可申請手数料	建築物(一般地内認定建築物若しくは一般地内許可建築物以外の建築物の新築又は一般地内認定建築物若しくは一般地内許可建築物の新築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては

係る建築物の特例の許可の申請に対する審査	分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
448 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく敷地内認定建築物の建築	一般地内認定建築物以外の建築物の建築	建築物(一般地内認定建築物を除く。)
448の2 建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく敷地内認定建築物若しくは一般地内許可建築物の建築	一般地内認定建築物又は一般地内許可建築物以外の建築物の建築	建築物(一般地内認定建築物又は一般地内許可建築物を除く。)

査		238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
449～460の2略		
461 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ 又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のときは90,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは130,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは200,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは270,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは400,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは530,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは680,000円、10ヘクタール以上のときは910,000円
462 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは13,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは35,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは43,000円、50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のときは58,000円

査		238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
449～460の2略		
461 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のときは90,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは130,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは200,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは270,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは400,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは530,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは680,000円、10ヘクタール以上のときは910,000円
462 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは13,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは35,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは43,000円、50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のときは58,000円

又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		ル以下のときは8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは13,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは35,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは43,000円、50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のときは58,000円
463～475 略		
476 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合している対象が住宅以外の場合にあつては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律

項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		ル以下のときは8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは13,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは35,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは43,000円、50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のときは58,000円
463～475 略		
476 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項及び次項において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合している対象が住宅以外の場合にあつては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律

		<p>エ 認定の対象が住宅及び部分住宅以外の部分建築物を有する場合申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合アに規定する額</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(2) 適合証がない場合(建築基準関係規定適合</p>
--	--	--

		<p>エ 認定の対象が住宅及び部分住宅以外の部分建築物を有する場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合)あつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 適合証がない場合(建築基準関係規定適合</p>
--	--	---

		<p>審査を受ける場合(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合(ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を令(平成28年経済産業省/国土交通省/令第1号。以下この項から477の2の6の項までにおいて「省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロめ(1)に定める基準(以下この項、</p>
--	--	---

		<p>審査を受ける場合(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合(ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--	--	---

		<p>に において「標準 準入力法・力 主要室入力 法」という 場合、当該 建築物の床 面積の合計 が300平方 メートル未 満のときは 189,000 円、300 平 方メートル 以上 1,000 平方メート ル未満の ときは 237,000 円、1,000 平方メート ル以上 2,000 平方 メートル未 満のときは 306,000 円、2,000 平方メート ル以上 5,000 平方 メートル未 満のときは 437,000 円、5,000 平方メート ル以上 10,000 平 方メートル 未満の ときは 538,000</p>			<p>の6の項に において「標 準入力法・力 主要室入力 法」という 場合、当該 建築物の床 面積の合計 が300平方 メートル未 満のときは 189,000 円、300 平 方メートル 以上 1,000 平方メート ル未満の ときは 237,000 円、1,000 平方メート ル以上 2,000 平方 メートル未 満のときは 306,000 円、2,000 平方メート ル以上 5,000 平方 メートル未 満のときは 437,000 円、5,000 平方メート ル以上 10,000 平 方メートル 未満の ときは 538,000</p>
--	--	--	--	--	---

		<p>円、10,000 平方メート ル以上 25,000 平 方メートル 未満の ときは 636,000 円、25,000 平方メート ル以上の ときは 726,000 円 (イ) 申請に 係る建築物 について、 誘導基準に 適合してい るかどう かの基準が、 省令第10 条第1号イ (2)及びロ (2)に定め る基準(以 下この項、 次項、477 の2の3の 項及び477 の2の4の 項)に において「モ デル建物 法」という 場合、当該 建築物の床 面積の合計 が300平方 メートル未 満のときは 72,000 円、</p>			<p>円、10,000 平方メート ル以上 25,000 平 方メートル 未満の ときは 636,000 円、25,000 平方メート ル以上の ときは 726,000 円 (イ) 申請に 係る建築物 について、 誘導基準に 適合してい るかどう かの基準が、 省令第1条 第1項第1 号ロに定め る基準(以 下この項か ら477の2 の2の項ま で、477の2 の5の項及 び477の2 の6の項に において「モ デル建物 法」という 場合、当該 建築物の床 面積の合計 が300平方 メートル未 満のときは 72,000 円、</p>
--	--	--	--	--	--

		<p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分等を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合アに規定する額</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(2) 適合証がない場合(建築基準関係係規定適合)</p>
--	--	--

		<p>エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分等を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合)あつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(2) 適合証がない場合(建築基準関係係規定適合)</p>
--	--	--

		<p>審査を受ける場合(当該申請を除外する)にあつては、次のアからエまでの区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合(ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による場合当該住宅の床面積が200平方メートル未満ときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準</p>
--	--	---

		<p>審査を受ける場合(当該申請を除外する)にあつては、次のアからエまでの区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合(ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円</p> <p>(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル</p>
--	--	---

		<p>適合しているかどうかの基準が、モデル建物場舎の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは46,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上</p>
--	--	--

		<p>適合しているかどうかの基準が、モデル建物場舎の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは46,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上</p>
--	--	--

		<p>25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円 エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額 (ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合アに規定する額 (イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合 申請に</p>
--	--	--

		<p>25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円 エ 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合)にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてウの規定により算出した額を加算した額</p>
--	--	--

<p>ギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査</p>	<p>認定申請手数料</p>	<p>る事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項において「法」という。)第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この項において「誘導基準」という。)に適合していることを証している書面(当該適合を証する対象が住宅以外の部分のみである場合には登録住宅性能評価法(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査実施に関する。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合している対象が住宅の部分のみである場合は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確</p>
---	----------------	---

<p>ギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査</p>	<p>認定申請手数料</p>	<p>る事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項において「法」という。)第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この項において「誘導基準」という。)に適合していることを証している書面(当該適合を証する対象が住宅以外の部分のみである場合は登録住宅性能評価法(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査実施に関する。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合している対象が住宅の部分のみである場合は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確</p>
---	----------------	--

		<p>認検査実施するものに限る。以下この項において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合している対象が住宅及び住宅以外の部分である場合は登録住宅性能評価機関(同条第1項に規定する指定確認検査実施に関する。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この項において「適合証」という。)がある場合(建築基準法第11条第1項に規定する申請を受ける場合を除く。)にあっては、次に掲げる当該区分に応じ、当該区分に定める額が1の単戸を有する</p>
--	--	--

		<p>認検査実施するものに限る。以下この項において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合している対象が住宅及び住宅以外の部分である場合は登録住宅性能評価機関(同条第1項に規定する指定確認検査実施に関する。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この項において「適合証」という。)がある場合(建築基準法第11条第1項に規定する申請を受ける場合を除く。)にあっては、次に掲げる当該区分に応じ、当該区分に定める額が1の単戸を有する</p>
--	--	--

		<p>規定により算出した額を加算した額</p> <p>(ア) 建築物の住宅の部分が1の単位住戸を有する場合に規定する額</p> <p>(イ) 建築物の住宅の部分が2以上の単位住戸を有する場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(省令第13条第3項第2号の規定を適用する場合には、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じてイの規定により算出した額</p> <p>(2) 法第34条第3項各号に掲げる事項に記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合(建築適合)係を認める場合及び同項各号に掲げる事項の記載</p>
--	--	---

		<p>に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じてイの規定により算出した額を加算した額</p> <p>(2) 法第34条第3項各号に掲げる事項に記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合(建築適合)係を認める場合及び同項各号に掲げる事項の記載</p>
--	--	---

		<p>追加を伴う場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合</p> <p>(ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、性能基準による当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、誘導仕様基準による場合</p>
--	--	---

		<p>追加を伴う場合を除く。)にあつては、次のアからエまでに定める額</p> <p>ア 認定の対象が住宅の単位住戸である場合</p> <p>(ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 申請に係る単位住戸が1の場合</p> <p>当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは14,000円、200平方メートル以上のときは16,000円</p> <p>(イ) 申請に係る単位住戸が2以上の場合当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のとき</p>
--	--	--

<p>ルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>		<p>のみである場合 にあっては登録 住宅性能評価機 関(建築基準法第 77条の21第1 項に規定する機 関)又は登録建 築物エネルギー 消費性能判定機 関が交付したも のに限り、当該 適合を証するこ とを証する対象 が住宅及び住宅 以外の部分にあ つては登録住宅 性能評価機関規 定する指定確認 検査機関の業務</p>	<p>ルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>		<p>のみである場合 にあっては登録 住宅性能評価機 関(建築基準法第 77条の21第1 項に規定する機 関)又は登録建 築物エネルギー 消費性能判定機 関が交付したも のに限り、当該 適合を証するこ とを証する対象 が住宅及び住宅 以外の部分にあ つては登録住宅 性能評価機関規 定する指定確認 検査機関の業務</p>
------------------------------	--	--	------------------------------	--	--

		<p>を実施している ものに限る。)又 は登録建築物エ ネルギー消費性 能判定機関が交 付したものに 限る。以下この 項において「適 合」というのは、 当該建築物の 住宅の部分につ いて、次の(ア) 又は(イ)に掲 げる区分に応じ 、当該区分に応 じて算出した額 を、住宅以外の 部分の床面積の 合計に算出した 額を加算した額 (ア)建築物の 住宅の部分</p>			<p>を実施している ものに限る。)又 は登録建築物エ ネルギー消費性 能判定機関が交 付したものに 限る。以下この 項において「適 合」というのは、 当該建築物の 住宅の部分につ いて、次の(ア) 又は(イ)に掲 げる区分に応じ 、当該区分に応 じて算出した額 を、住宅以外の 部分の床面積の 合計に算出した 額を加算した額 (ア)建築物の 住宅の部分</p>
--	--	---	--	--	---

		<p>「モデル住宅法・フロア入力法」という。)又はイロ(3)及び(3)に定める基準(以下において「仕様基準」という。)による当該住宅の床面積が200平方メートル未滿のときは15,000円、当該住宅の床面積が200平方メートル以上のときは16,000円</p> <p>イ 認定の対象となる住宅が2以上の住戸を有する場合は(ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうか</p>
--	--	---

		<p>又はイロ(3)及び(3)に定める基準(以下において「仕様基準」という。)による当該住宅の床面積が200平方メートル未滿のときは15,000円、当該住宅の床面積が200平方メートル以上のときは16,000円</p> <p>イ 認定の対象となる住宅が2以上の住戸を有する場合は(ア)又は(イ)に規定する額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうか</p>
--	--	---

		<p>基準が、モデル住宅法・フロア入力法</p> <p>又は仕様による当該住宅の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を用いる場合には、共用部分の床面積を除外する。)の合計が300平方メートル未滿のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未滿のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未滿のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円</p> <p>ウ 略</p>
--	--	---

		<p>基準が、省令第1条第2号イ(2)(ii)及びイロ(2)に定める基準又は仕様による当該住宅の床面積(省令第4条第3項第2号の規定を用いる場合には、共用部分の床面積を除外する。)の合計が300平方メートル未滿のときは27,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未滿のときは47,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未滿のときは86,000円、5,000平方メートル以上のときは130,000円</p> <p>ウ 略</p>
--	--	---

～ (略)				～ (略)			
-------	--	--	--	-------	--	--	--

令和5年第1回定例会 総務企画委員会説明資料

1	令和4年度包括外部監査の結果及び今後の対応について	2
2	令和3年度茨城県の財務書類の概要について	3
3	財政収支見通し	7
4	県有財産の有効活用について	9
5	茨城県県税条例の改正について	11

令和5年3月14日

総 務 部

総務企画委員会説明資料

総務部 出資団体指導・行政監察室

項目	令和4年度包括外部監査の結果及び今後の対応について																			
1 監査の実施経過	<p>(1) 監査テーマ 水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について</p> <p>(2) 監査対象機関 9機関（企業局及び関係機関、政策企画部、総務部）</p> <p>(3) 監査の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行は適切に実施されているか。 ・水道事業における財産の老朽化に対応する維持管理等が適切に実施されているか。 ・長期的に水道事業が健全に運営されるための計画が適切に立案、実施されているか。 <p>(4) 監査実施期間 令和4年7月11日 ～ 令和5年2月28日</p> <p>(5) 包括外部監査人 小笠原^{おがさわら} 隆^{たかし}（公認会計士）</p>																			
2 監査結果	<p>(1) 指摘・意見の件数 21件（指摘：3件、意見：18件）</p> <p>(2) 主な指摘・意見</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指摘・意見の内容</th> <th>関係所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指摘</td> <td> <p>【長期収支見直しにおける投資コスト上昇反映の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事費の中で労務費や材料費の高騰などにより、投資コストの上振れリスクがある。長期収支見直しにおける財源試算において、許容できる範囲で投資コストを増額することの要否を検討する必要がある。 ○ 将来の投資コスト精緻化のため、各水道管のルートごとの工法を特定することや不断水工事の必要なエリアを特定することなど投資計画に反映させる必要がある。 </td> <td>企業局</td> </tr> <tr> <td>指摘</td> <td> <p>【長期収支見直しにおける給水人口減少の影響反映の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の給水人口減少の予測が長期収支見直しに反映されていない。長期収支見直しの精緻化、合理性の向上のため、長期収支見直しに反映させる必要がある。 </td> <td>企業局</td> </tr> <tr> <td>指摘</td> <td> <p>【長期収支見直しにおける物価変動の影響反映の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期収支見直しにおける費用及び設備投資において、物価変動を見込んでいない。長期収支見直しの精緻化、合理性の向上のため、物価変動の影響を反映させる必要がある。 </td> <td>企業局</td> </tr> <tr> <td>意見</td> <td> <p>【県中央広域水道用水供給事業の経営改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和12年度以降においては、霞ヶ浦導水事業に係る減価償却費や水源管理負担金が発生することにより、さらに厳しい経営状況となることが見込まれる。長期収支見直しにより、将来の計画期間において、継続的な赤字が見込まれるような場合には、料金改定を含めた抜本的な経営改善が必要である。 </td> <td>企業局</td> </tr> <tr> <td>意見</td> <td> <p>【固定資産台帳と公有財産台帳の一元化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政事務の効率化の観点から、固定資産台帳と公有財産台帳の一元化は一定の合理性はあるが、システムの投資などが必要となることから、一元化の是非について、費用対効果など様々な観点から検討されたい。 </td> <td>総務部</td> </tr> </tbody> </table>		区分	指摘・意見の内容	関係所属	指摘	<p>【長期収支見直しにおける投資コスト上昇反映の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事費の中で労務費や材料費の高騰などにより、投資コストの上振れリスクがある。長期収支見直しにおける財源試算において、許容できる範囲で投資コストを増額することの要否を検討する必要がある。 ○ 将来の投資コスト精緻化のため、各水道管のルートごとの工法を特定することや不断水工事の必要なエリアを特定することなど投資計画に反映させる必要がある。 	企業局	指摘	<p>【長期収支見直しにおける給水人口減少の影響反映の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の給水人口減少の予測が長期収支見直しに反映されていない。長期収支見直しの精緻化、合理性の向上のため、長期収支見直しに反映させる必要がある。 	企業局	指摘	<p>【長期収支見直しにおける物価変動の影響反映の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期収支見直しにおける費用及び設備投資において、物価変動を見込んでいない。長期収支見直しの精緻化、合理性の向上のため、物価変動の影響を反映させる必要がある。 	企業局	意見	<p>【県中央広域水道用水供給事業の経営改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和12年度以降においては、霞ヶ浦導水事業に係る減価償却費や水源管理負担金が発生することにより、さらに厳しい経営状況となることが見込まれる。長期収支見直しにより、将来の計画期間において、継続的な赤字が見込まれるような場合には、料金改定を含めた抜本的な経営改善が必要である。 	企業局	意見	<p>【固定資産台帳と公有財産台帳の一元化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政事務の効率化の観点から、固定資産台帳と公有財産台帳の一元化は一定の合理性はあるが、システムの投資などが必要となることから、一元化の是非について、費用対効果など様々な観点から検討されたい。 	総務部
区分	指摘・意見の内容	関係所属																		
指摘	<p>【長期収支見直しにおける投資コスト上昇反映の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事費の中で労務費や材料費の高騰などにより、投資コストの上振れリスクがある。長期収支見直しにおける財源試算において、許容できる範囲で投資コストを増額することの要否を検討する必要がある。 ○ 将来の投資コスト精緻化のため、各水道管のルートごとの工法を特定することや不断水工事の必要なエリアを特定することなど投資計画に反映させる必要がある。 	企業局																		
指摘	<p>【長期収支見直しにおける給水人口減少の影響反映の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の給水人口減少の予測が長期収支見直しに反映されていない。長期収支見直しの精緻化、合理性の向上のため、長期収支見直しに反映させる必要がある。 	企業局																		
指摘	<p>【長期収支見直しにおける物価変動の影響反映の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期収支見直しにおける費用及び設備投資において、物価変動を見込んでいない。長期収支見直しの精緻化、合理性の向上のため、物価変動の影響を反映させる必要がある。 	企業局																		
意見	<p>【県中央広域水道用水供給事業の経営改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和12年度以降においては、霞ヶ浦導水事業に係る減価償却費や水源管理負担金が発生することにより、さらに厳しい経営状況となることが見込まれる。長期収支見直しにより、将来の計画期間において、継続的な赤字が見込まれるような場合には、料金改定を含めた抜本的な経営改善が必要である。 	企業局																		
意見	<p>【固定資産台帳と公有財産台帳の一元化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政事務の効率化の観点から、固定資産台帳と公有財産台帳の一元化は一定の合理性はあるが、システムの投資などが必要となることから、一元化の是非について、費用対効果など様々な観点から検討されたい。 	総務部																		
	<p>※指摘 ...適法性・正当性に問題がある事項及び経済的合理性の観点から問題のある事項で、具体的な改善措置を求めるもの</p> <p>意見 ...包括外部監査人からの提案で、改善の参考とするもの</p>																			
3 今後の対応	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月～5月</td> <td>監査結果報告（指摘・意見）に対する改善措置を検討</td> </tr> <tr> <td>6月中旬</td> <td>第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告</td> </tr> <tr> <td>7月下旬</td> <td>監査委員による改善措置の公表</td> </tr> </tbody> </table>		時期	内容	3月～5月	監査結果報告（指摘・意見）に対する改善措置を検討	6月中旬	第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告	7月下旬	監査委員による改善措置の公表										
時期	内容																			
3月～5月	監査結果報告（指摘・意見）に対する改善措置を検討																			
6月中旬	第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告																			
7月下旬	監査委員による改善措置の公表																			

令和3年度茨城県の財務書類の概要

I はじめに

茨城県では、県民に分かりやすい形で県の財政状況に関する情報を提供するため、平成12年度（平成11年度決算）から財務書類の作成に取り組んでいます。平成21年度（平成20年度決算）からは、「総務省方式改訂モデル」と呼ばれる会計基準により財務書類を作成してきました。

平成29年度（平成28年度決算）からは、国の要請（「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月付け総務大臣通知））に基づき、「統一的な基準」と呼ばれる会計基準により取引ごとに複式仕訳を行う財務書類を作成しています。

今後とも、効率的・効果的な行財政運営に資するよう財務書類の充実に努めるとともに、財務書類の分析等を通じ、本県の財政状況に関する情報をより分かりやすい形で提供できるよう取り組んでまいります。

II 財務書類の概要

1 財務書類の種類

①貸借対照表 BS (バランスシート)	会計年度末において、県が住民サービスを提供するためにどのような財産（資産）を保有し、その財産（資産）がどのような財源（負債・純資産）で賄われているのかを表示したもの ⇒資産と負債を対比することにより、県の財政状態を把握
②行政コスト計算書 PL	行政サービスにかかった費用（経常行政コスト）と、その直接の対価として得られた手数料等（経常収益）を対比したもの ⇒行政サービスに対する県及び受益者の負担状況を把握
③純資産変動計算書 NW	貸借対照表の純資産が1年間でどのように変動したのかを表示したもの ⇒税等の一般財源・補助金収入や臨時損益等を把握
④資金収支計算書 CF (キャッシュフロー計算書)	現金が1年間でどのように変動したのかを表示したもの ⇒実際の資金の流れや残高状況を把握

※ 「行政コスト計算書」は、企業会計でいう「損益計算書」に相当するものですが、「統一的な基準」に基づき作成する財務書類では、「経常収益」には受益者からの負担金や手数料のみを計上し、税金や補助金等収入は計上しないこととされているため、住民全体に対するサービスにかかった費用を計上する「経常費用」が「経常収益」を大きく上回ることとなり、「純行政コスト」が生じています。

2 財務書類の相関関係（数値は一般会計等）

【貸借対照表 (BS)】		【行政コスト計算書 (PL)】	
資産 2兆7,546億円 ・事業用資産 6,575億円 ・イワ資産 1兆4,290億円 ・その他固定資産 4,529億円 ・流動資産 2,153億円 (うち現金預金 431億円)	負債 2兆5,269億円 ・固定負債 2兆2,516億円 ・流動負債 2,753億円	費用 1兆611億円 ・経常費用 1兆600億円 ・臨時損失 11億円	収益 434億円 ・経常収益 433億円 ・臨時利益 1億円
	純資産 2,277億円		純行政コスト 1兆178億円
【資金収支計算書 (CF)】		【純資産変動計算書 (NW)】	
前年度末資金残高 435億円	本年度資金収支額 △71億円 ・業務活動収支 580億円 ・投資活動収支 △969億円 ・財務活動収支 319億円	前年度末純資産残高 2,177億円	本年度純資産変動額 100億円 ・純行政コスト △1兆178億円 ・財源(税金等・国補) 1兆294億円 ・その他 △17億円
年度末資金残高 364億円	年度末歳計外現金残高 67億円	年度末純資産残高 2,277億円	
年度末現金預金残高 431億円			

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合があります。(以下同じ)

Ⅲ 財務書類の概要（一般会計等）

1 貸借対照表（BS）の状況

（単位：億円）

科目名	R3	R2	増減
【資産の部】	27,546	27,077	469
固定資産	25,393	24,934	459
有形固定資産	21,039	21,178	△ 139
事業用資産	6,575	6,654	△ 79
インフラ資産	14,290	14,357	△ 67
物品	174	167	7
無形固定資産	2	2	0
投資その他の資産	4,353	3,754	599
投資及び出資金	1,616	1,608	8
投資損失引当金	△ 83	△ 83	0
長期延滞債権	75	330	△ 255
長期貸付金	820	909	△ 89
基金	1,931	1,257	674
徴収不能引当金	△ 6	△ 268	262
流動資産	2,153	2,143	10
現金預金	431	493	△ 62
未収金	19	30	△ 11
短期貸付金	92	103	△ 11
基金	883	779	104
棚卸資産	730	742	△ 12
徴収不能引当金	△ 2	△ 3	1

科目名	R3	R2	増減
【負債の部】	25,269	24,899	370
固定負債	22,516	22,399	117
地方債	19,988	19,930	58
長期未払金	1	1	0
退職手当引当金	2,518	2,459	59
損失補償等引当金	8	8	0
流動負債	2,753	2,501	252
1年内償還予定地方債	2,502	2,243	259
未払金	-	-	-
賞与等引当金	184	198	△ 14
預り金	68	59	9
【純資産の部】	2,277	2,177	100
【負債・純資産合計】	27,546	27,077	469

【ポイント】

- ・令和3年度における資産合計は、2兆7,546億円、負債合計は2兆5,269億円、純資産は2,277億円となっています。
 - ・資産の内訳は、事業用資産6,575億円、インフラ資産1兆4,290億円、投資その他の資産4,353億円、流動資産2,153億円等となっています。
 - ・負債の内訳は、固定負債2兆2,516億円、流動負債2,753億円となっており、その内、県債残高は2兆2,490億円となっています。
- <前年度からの主な増減>
- ・資 産：469億円増加（基金への積立てによる増等）
 - ・負 債：370億円増加（県債残高の増、退職手当引当金の増等）

2 行政コスト計算書（PL）の状況

（単位：億円）

科目名	R3	R2	増減
経常費用(A)	10,600	9,939	661
業務費用	6,161	5,681	480
人件費	3,246	3,132	114
物件費等	2,684	2,378	306
物件費	1,438	1,147	291
維持補修費	682	688	△ 6
減価償却費	564	543	21
その他の業務費用	231	171	60
移転費用	4,440	4,259	181
補助金等	3,989	3,842	147
他会計への繰出金	249	250	△ 1
その他	202	167	35

科目名	R3	R2	増減
経常収益(B)	433	374	59
使用料及び手数料	166	170	△ 4
その他	267	204	63
純経常行政コスト(A-B)(C)	10,167	9,566	601
臨時損失(D)	11	74	△ 63
臨時利益(E)	1	1	0
純行政コスト(C+D-E)	10,178	9,638	540

【ポイント】

- ・令和3年度の行政コスト計算書は、経常費用が1兆600億円、経常収益が433億円、差引である純経常行政コストが10,167億円となっています。
 - ・臨時損益を含めた純行政コストは1兆178億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入（純資産変動計算書に計上）で賄われます。
- <前年度からの主な増減>
- ・純行政コスト：540億円増加
（退職手当引当金繰入額の増、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の増等）

3 純資産変動計算書（NW）の状況

（単位：億円）

科目名	R3	R2	増減
①前年度末純資産残高	2,177	2,250	△ 73
②純行政コスト(△)	△ 10,178	△ 9,638	△ 540
③財源	10,294	9,557	737
税金等	7,329	6,797	532
国県等補助金	2,965	2,760	205
④本年度差額(②+③)	117	△ 81	198
⑤資産評価差額	-	1	△ 1
⑥無償所管換等	△ 12	8	△ 20
⑦その他	△ 5	△ 1	△ 4
⑧本年度純資産変動額(④+⑤+⑥+⑦)	100	△ 73	173
⑨本年度末純資産残高(①+⑧)	2,277	2,177	100

【ポイント】

- ・令和3年度末の純資産は、地方税等の一般財源や補助金等収入が純行政コストを上回ったこと等により、前年度末から100億円増の2,277億円となっています。
- ・純資産の変動を項目別にみると、純行政コスト1兆178億円に対し、財源については税金等が7,329億円、国県等補助金が2,965億円となっております。

4 資金収支計算書（CF）の状況

（単位：億円）

科目名	R3	R2	増減
業務活動収支(A)	580	211	369
業務支出	10,780	10,235	545
業務費用支出	6,341	5,977	364
人件費支出	3,202	3,228	△ 26
物件費等支出	2,120	1,836	284
その他	1,019	913	106
移転費用支出	4,440	4,259	181
補助金等	3,989	3,842	147
その他	451	417	34
業務収入	11,366	10,509	857
税金等収入	8,129	7,539	590
国県等補助金収入	2,795	2,589	206
使用料及び手数料収入	166	170	△ 4
その他	276	212	64
臨時支出	6	62	△ 56
臨時収入	-	-	-

科目名	R3	R2	増減
投資活動収支(B)	△ 969	△ 215	△ 754
投資活動支出	2,456	2,191	265
公共施設等整備費支出	441	508	△ 67
基金積立金支出	1,001	496	505
貸付金支出	1,005	1,178	△ 173
その他	9	10	△ 1
投資活動収入	1,487	1,976	△ 489
国県等補助金収入	170	171	△ 1
基金取崩収入	222	215	7
貸付金元金回収収入	1,093	1,583	△ 490
その他	2	7	△ 5
財務活動収支(C)	319	77	242
財務活動支出	2,232	2,858	△ 626
地方債償還支出	2,232	2,858	△ 626
財務活動収入	2,551	2,935	△ 384
地方債発行収入	2,551	2,935	△ 384

本年度資金収支額(A+B+C)(D)	△ 71	74	△ 145
前年度末資金残高(E)	435	361	74
本年度末資金残高(D+E)(F)	364	435	△ 71
本年度末歳計外現金残高(G)	67	59	8
本年度末現金預金残高(F+G)	431	493	△ 62

【ポイント】

- ・令和3年度末の資金残高は364億円となっています。
- ・資金収支の内訳をみると、業務活動収支が580億円、投資活動収支が△969億円、財務活動収支が319億円となっており、業務活動収支及び財務活動収支による増が投資活動収支による減を下回ったことにより、前年度末から71億円の減となっています。
- ・歳計外現金も含めた令和3年度末の現金預金残高は、431億円となっています。

※ 各財務書類については、表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合があります。

(参考) 主な用語の説明

	区分	用語	定義
貸借対照表	資産の部	事業用資産	庁舎や県立学校、県営住宅など行政サービスに利用する資産
		インフラ資産	道路や橋りょう、港湾施設、ダムなど、社会基盤となる資産
		無形固定資産	ソフトウェアや地上権等の物権、特許権や著作権等
		投資及び出資金	公益法人等への出資金等
		棚卸資産	売却を目的として所有する物品、建物、土地等
	負債の部	退職手当引当金	在籍する全職員が、年度末に普通退職したと仮定した場合の退職手当の支給見込額
		賞与等引当金	翌年度支給予定の期末手当及び勤勉手当等のうち、当該年度の負担に相当する部分（12～3月）
行政コスト計算書	経常費用	人件費	職員の給与や手当等
		物件費	委託料や 100 万円未満の備品購入費など消費的性質の経費
		維持修繕費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
		減価償却費	一定の耐用年数に基づき計算された、当該会計期間中の資産価値減少金額
	臨時損失	災害復旧事業費や資産除売却損など、経常的ではない事由に基づく損失	
	臨時収益	資産売却益など、経常的ではない事由に基づく利益	
純資産変動計算書	純行政コスト	「経常費用」から「経常収益」を差し引いた「純経常行政コスト」に「臨時損失」及び「臨時利益」を加減して算出。 純資産変動計算書の「純行政コスト」と一致	
	資産評価差額	出資金や土地等について、時価評価による評価替えを行った際に生じる差額	
	無償所管換等	無償で譲渡又は取得した固定資産の評価額等	
資金収支計算書	業務活動収支	県税等の収入や、職員の給与・施設の管理等といった通常の業務活動に関する収支	
	投資活動収支	県の公共施設やインフラの整備、基金の積立といった投資活動に関連する収支	
	財務活動収支	県債の発行や償還等の財務活動に関する収支	

財政収支見通し

令和5年度当初予算を基礎として、現行の制度・施策を前提に、令和6年度～令和9年度の今後の財政収支見通しを機械的に試算しました。

1. 歳出

今後も、社会保障関係費等の義務的な経費の増加により、財政構造の硬直化が進んでいくことが見込まれます。

- ・退職手当については、職員の定年延長（2年に1歳ずつ段階的に引き上げ）により、令和6年度は280億円と最高額になり、令和9年度は100億円と最低額になるなど2年おきに増減することが見込まれます。なお、負担の平準化を図るため、令和5年度、令和7年度、令和9年度に退職手当基金への積立を見込んでいます。
- ・社会保障関係費については、高齢化等に伴い引き続き増加していくことが見込まれます。
- ・公債費については、令和5年度にのみ、157億円の繰上償還分を計上しております。
- ・投資的経費については、公共施設等総合管理計画による公共施設等の維持管理・更新等に係る増等を見込んでいます。
- ・新型コロナウイルス感染症関連については、中小企業融資関連を除き、原則として令和5年度までとしています。今後、国の方針などを踏まえ、必要に応じて計上してまいります。

(単位：億円)

区 分		R5	R6	R7	R8	R9
歳	義務的な経費	6,278	6,330	6,240	6,450	6,350
	人件費（退職手当除き）	2,872	2,870	2,870	2,865	2,860
	退職手当	119	280	110	260	100
	社会保障関係費	1,664	1,710	1,750	1,790	1,840
	公債費	1,623	1,470	1,510	1,535	1,550
出	投資的経費	1,462	1,570	1,560	1,580	1,490
	一般行政費	3,276	2,630	2,540	2,360	2,350
	税交付金等	1,906	1,930	1,950	1,980	2,000
	計	12,922	12,460	12,290	12,370	12,190

2. 歳入

国の試算による経済成長率等を基に試算すると、以下のとおりとなります。

なお、経済状況や国の財政状況等によっては、税収や地方交付税等の一般財源が大きく変動することがあります。

(単位：億円)

区 分		R5	R6	R7	R8	R9
歳	一般財源	8,407	8,470	8,540	8,630	8,690
	県税・地方譲与税等	6,279	6,350	6,430	6,490	6,540
	地方交付税	1,964	2,060	2,110	2,140	2,150
	臨時財政対策債	164	60	-	-	-
入	国庫支出金	1,647	1,280	1,280	1,280	1,290
	県債(臨時財政対策債を除く)	675	860	840	860	760
	その他歳入	2,193	1,850	1,630	1,600	1,450
	計	12,922	12,460	12,290	12,370	12,190

3. 収支見通し

1及び2の試算により、今後の財政収支見通しは以下のとおりとなります。

引き続き、将来世代の受益に繋がる事業に大胆に取り組みながらも、事業の選択と集中やスクラップ・アンド・ビルドなどを徹底し、財源の確保に努めてまいります。

(単位：億円)

区 分	R5	R6	R7	R8	R9
歳 出	12,922	12,460	12,290	12,370	12,190
歳 入	12,922	12,460	12,290	12,370	12,190
収 支	-	-	-	-	-

[推計の主な前提条件]

○人件費（退職手当除き）、退職手当、社会保障関係費、投資的経費

：過去の伸率等を参考に推計

○公債費：現時点での償還計画による

○一般財源総額：地方財政計画の過去の伸率及び社会保障関係費の増を参考に推計

○地方税等の推計の前提となる名目経済成長率：+0.5～1.2%程度／年で試算（※）

※「中長期の経済財政に関する試算」（令和5年1月24日 内閣府）のベースラインケースによる

総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項 目	県有財産の有効活用について																
<p>1 ネーミングライツの募集について</p> <p>(1) 概 要 県有財産の有効活用による歳入の確保を図るため、ネーミングライツ（施設命名権）を募集する。</p> <p>(2) 募集期間 令和5年2月20日～3月17日</p> <p>(3) 募集施設 157施設</p> <p>○建物系施設の最低希望金額及び主な施設（48施設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">最低希望金額 (年額)</th> <th style="width: 75%;">主な施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">500万円</td> <td>県立図書館、笠間芸術の森公園、 県西総合公園、大子広域公園、 国民宿舎「鶉の岬」・カントリープラザ「鶉の岬」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td>霞ヶ浦総合公園、千波公園、大洗公園、 鹿島灘海浜公園、砂沼広域公園、 堀原運動公園武道館、りんりんスクエア土浦、 県南生涯学習センター、県西生涯学習センター、 県民の森、青少年会館</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td>笠松運動公園体育館ほか13施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td>鳥獣センターほか17施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>○インフラ系施設の最低希望金額（109施設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">道路（須賀川大子線ほか10箇所）</td> <td style="width: 50%;">29.6万円～519.2万円</td> </tr> <tr> <td>歩道橋（千波歩道橋ほか90箇所）</td> <td>11万円、22万円、33万円</td> </tr> <tr> <td>ダム（竜神ダムほか6箇所）</td> <td>33万円～82.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 今後の予定 令和5年3月23日：選定委員会の開催（パートナー候補の選定） 3月中 ：パートナーの決定 各施設所管課と契約締結 4月 ：ネーミングライツの運用開始</p>		最低希望金額 (年額)	主な施設	500万円	県立図書館、笠間芸術の森公園、 県西総合公園、大子広域公園、 国民宿舎「鶉の岬」・カントリープラザ「鶉の岬」	200万円	霞ヶ浦総合公園、千波公園、大洗公園、 鹿島灘海浜公園、砂沼広域公園、 堀原運動公園武道館、りんりんスクエア土浦、 県南生涯学習センター、県西生涯学習センター、 県民の森、青少年会館	100万円	笠松運動公園体育館ほか13施設	50万円	鳥獣センターほか17施設	道路（須賀川大子線ほか10箇所）	29.6万円～519.2万円	歩道橋（千波歩道橋ほか90箇所）	11万円、22万円、33万円	ダム（竜神ダムほか6箇所）	33万円～82.5万円
最低希望金額 (年額)	主な施設																
500万円	県立図書館、笠間芸術の森公園、 県西総合公園、大子広域公園、 国民宿舎「鶉の岬」・カントリープラザ「鶉の岬」																
200万円	霞ヶ浦総合公園、千波公園、大洗公園、 鹿島灘海浜公園、砂沼広域公園、 堀原運動公園武道館、りんりんスクエア土浦、 県南生涯学習センター、県西生涯学習センター、 県民の森、青少年会館																
100万円	笠松運動公園体育館ほか13施設																
50万円	鳥獣センターほか17施設																
道路（須賀川大子線ほか10箇所）	29.6万円～519.2万円																
歩道橋（千波歩道橋ほか90箇所）	11万円、22万円、33万円																
ダム（竜神ダムほか6箇所）	33万円～82.5万円																

2 旧茨城県公館敷地の売却について

(1) 土地の所在等

- ・所 在：水戸市大町二丁目545番、545番1、551番2
- ・面積等：5,707.32㎡（近隣商業地域）

(2) 入札の状況

- ・入 札 日：令和5年1月30日
- ・用途の指定：商業・業務施設
- ・入札参加者数：7者

(3) 落札者等

- ・落 札 者：常洋水産株式会社（水戸市青柳町4566番地）
- ・事業計画：スーパーマーケットの開設
- ・落札価格：900,000千円（予定価格：386,000千円）

3 県庁舎の有効活用について

(1) 25階展望ロビー

① 経 緯

新規出店に係る公募（R4.12.9～12.26）により、応募のあった事業者について、審査委員会（R5.1.10）で選定

② 出店事業者

○スマイル株式会社（水戸市吉沢町567番地）

③ 概 要

○販売内容

- ・高級食パンを使ったサンドイッチ等の販売（地産地消のメニューを提供）
- ・25階の展望を楽しめるカフェの設置（県産食材を使ったスイーツの提供等）

○営業時間等（予定）

- ・平日：11時～19時
- ・休日：11時～17時（年末年始を除く）

④ 今後の予定

○令和5年3月27日：正式オープン

※正式オープンに先立ち、2月27日にプレオープンし、サンドイッチ等のテイクアウト販売を実施中

(2) 11階アトリウム

① 経 緯

令和4年9月から、フロアの一部を民間の会議、セミナーやコワーキング等、ビジネス等での利用に提供（令和5年1月から有料化）

② 利用方法等

- ・利用時間：平日9時～18時（最大21時まで利用可）
- ・利用料金：セミナーゾーン（団体）1日2,000円
コワーキングゾーン（個人）1日200円（1人当たり）

③ 利用状況（令和5年2月末現在）

- ・セミナーゾーン：17件（ライフプランセミナー、健康管理講座等）
 - ・コワーキングゾーン：70件（テレワーク、Web会議、打合せ等）
- その他、県主催のイベント等を15回開催
（宇宙ビジネスフォーラム、アウトドアビジネスマッチング等）

総務企画委員会説明資料

総務部 税務課

項 目	茨城県県税条例の改正について				
1 背 景	<ul style="list-style-type: none">○ 令和5年度税制改正を反映した「地方税法等の一部を改正する法律」（以下「法」という。）が今月末に公布される見込み（現在国会審議中）。○ 法改正に伴い、本条例の改正が必要。				
2 主な改正内容	<ul style="list-style-type: none">(1) 令和5年4月1日施行<ul style="list-style-type: none">① 自動車税（種別割）<p>電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割75%軽減）等について、適用期限を3年延長する。 （令和5年3月31日まで→令和8年3月31日まで）</p>② 自動車税（環境性能割）<ul style="list-style-type: none">ア 新型コロナウイルス感染症を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。 （令和5年3月31日まで→令和5年12月31日まで）イ 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置について、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを対象措置に追加した上、2年延長する。 （令和5年3月31日まで→令和7年3月31日まで）(2) 上記(1)以外（令和6年1月1日ほか施行）<ul style="list-style-type: none">① 自動車税（環境性能割）<p>2035年電動車100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。</p><table border="1" data-bbox="284 1480 1286 1568"><tr><td>令和6年1月1日～令和7年3月31日</td><td>： 1段階目の引上げ</td></tr><tr><td>令和7年4月1日～</td><td>： 2段階目の引上げ</td></tr></table>② 公示送達 公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項を書面にて掲示場に掲示し、又は電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置くこととする。	令和6年1月1日～令和7年3月31日	： 1段階目の引上げ	令和7年4月1日～	： 2段階目の引上げ
令和6年1月1日～令和7年3月31日	： 1段階目の引上げ				
令和7年4月1日～	： 2段階目の引上げ				
3 今後の対応	<ul style="list-style-type: none">○ 本条例の改正のうち、令和5年4月1日施行分については、専決処分（地方自治法第179条第1項）での対応を予定。○ それ以外の改正については、本年第2回定例会に条例改正案を議案として提出予定。				

〔 参考資料 〕

自動車税（環境性能割）の税率区分の見直し

自動車税（自家用乗用車）

〔現行〕（令和3、4年度）

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車
	2030年度燃料基準 85%達成～
1%	75%達成～
2%	60%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成



〔改正案〕（令和5～7年度） ※令和5年末まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	（令和6年1月～）	（令和7年4月～）
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車	
	2030年度燃費基準 85%達成～	2030年度燃費基準 95%達成～
1%	80%達成～	85%達成～
2%	70%達成～	75%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

令和 4 年度県出資法人等経営評価結果について

- 経営評価結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 令和 4 年度経営評価区分一覧・・・・・・・・・・・・ 3

総 務 部

○経営評価結果の概要

1 経営評価の実施及び評価の視点

経営評価は、「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」に基づき、県内の出資法人等を対象に、毎年度実施している。評価は、次の5つの視点を踏まえて行っている。

- (1) 目的適合性：法人事業と当初の設立目的が適合しているか。
- (2) 計画性：経営目的・経営方針が計画等に反映され、計画・実行・見直しが行われているか。
- (3) 組織運営の健全性：内部統制が適切で、かつ情報公開による透明性の確保が適切か。
- (4) 効率性：人的・物的な経営資源が有効に活用されているか。
- (5) 財務の健全性：財務の健全性が確保されているか。

2 評価結果

評価区分	法人数 (構成比)	内 訳				令和3年度 法人数との比較
		一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	
概ね良好	24 (73%)	4	14	4	2	+ 2
改善の余地あり	5 (15%)	0	2	2	1	▲ 1
改善措置が必要	3 (9%)	0	0	1	2	▲ 1
大いに改善を要する又は 緊急の改善措置が必要	1 (3%)	0	0	1	0	—
合 計	33	4	16	8	5	—

*法人別の評価については、次ページ「令和4年度経営評価区分一覧」を参照。

○令和4年度経営評価区分一覧

評価区分	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	計
概ね良好	(一財) 茨城県環境保全事業団 (一財) 茨城県科学技術振興財団 (一財) 茨城県建設技術公社 (一財) 茨城県建設技術管理センター (4)	(公財) いばらき文化振興財団 (公財) 茨城県消防協会 (公財) いばらき腎臓財団 (公財) 茨城県国際交流協会 (公財) 茨城県開発公社 (公財) いばらき中小企業グローバル推進機構 (公財) 茨城カウンセリングセンター (公社) 茨城県農林振興公社 (公社) 茨城県森林・林業協会 (公財) 茨城県栽培漁業協会 (公財) 那珂川沿岸土地改良基金協会 (公財) 茨城県スポーツ協会 (公財) 茨城県防犯協会 (公財) 茨城県暴力追放推進センター (14)	⊕ (株) ひたちなかテクノセンター (株) つくば研究支援センター 鹿島埠頭(株) (株) 茨城ポートオーソリティ (4)	茨城県信用保証協会 茨城県農業信用基金協会 (2)	24
改善の余地あり	(0)	(公財) 茨城県看護教育財団 (公財) 茨城県教育財団 (2)	鹿島臨海鉄道(株) (株) 茨城県中央食肉公社 (2)	(社福) 茨城県社会福祉事業団 (1)	5
改善措置が必要	(0)	(0)	鹿島共同再資源化センター(株) (1)	茨城県道路公社 茨城県土地開発公社 (2)	3
が急要大 必のすい 要改るに 善又改 措は善 置緊を	(0)	(0)	鹿島都市開発(株) (1)	(0)	1
計	4	16	8	5	33

⊕：評価が上がった法人

(注) 1 法人数

- ・対象外となった法人 ▲1法人
- ・新たに対象となった法人 +1法人

(株) 茨城放送 (R3評価：改善の余地あり)
(公社) 茨城県森林・林業協会 (R4評価：概ね良好)

※同法人は令和4年4月1日付けで合併により発足したことから、令和3年度決算がないため、今回の経営評価は、合併前の法人のうち援助法人に該当する旧(公社)茨城県林業協会の決算を対象として実施。

2 評価区分に変更があった法人 1法人

- ・評価が上がった法人 (1法人)

(株) ひたちなかテクノセンター 「改善措置が必要」→「概ね良好」

令和 3 年度 茨城県の財務書類

令和 5 年 3 月

茨城県総務部

目 次	頁
I はじめに	1
II 財務書類の概要	1
1 財務書類の種類	
2 財務書類の相関関係	
3 財務書類の会計区分	
III 一般会計等財務書類の概要	3
1 貸借対照表 (BS)	
(1) 貸借対照表 (BS) とは	
(2) 貸借対照表 (BS) の状況	
2 行政コスト計算書 (PL)	5
(1) 行政コスト計算書 (PL) とは	
(2) 行政コスト計算書 (PL) の状況	
3 純資産変動計算書 (NW)	6
(1) 純資産変動計算書 (NW) とは	
(2) 純資産変動計算書 (NW) の状況	
4 資金収支計算書 (CF)	7
(1) 資金収支計算書 (CF) とは	
(2) 資金収支計算書 (CF) の状況	
IV 全体財務書類の概要	8
1 貸借対照表 (BS) の状況	
2 行政コスト計算書 (PL) の状況	
3 純資産変動計算書 (NW) の状況	
4 資金収支計算書 (CF) の状況	
V 連結財務書類の概要	10
1 貸借対照表 (BS) の状況	
2 行政コスト計算書 (PL) の状況	
3 純資産変動計算書 (NW) の状況	
4 資金収支計算書 (CF) の状況	
一般会計等財務書類	12
貸借対照表	
行政コスト計算書	
純資産変動計算書	
資金収支計算書	
全体財務書類	16
貸借対照表	
行政コスト計算書	
純資産変動計算書	
資金収支計算書	
連結財務書類	20
貸借対照表	
行政コスト計算書	
純資産変動計算書	
資金収支計算書	

I はじめに

茨城県では、県民に分かりやすい形で県の財政状況に関する情報を提供するため、平成12年度（平成11年度決算）から財務書類の作成に取り組んでいます。平成21年度（平成20年度決算）からは、「総務省方式改訂モデル」と呼ばれる会計基準により財務書類を作成してきました。

平成29年度（平成28年度決算）からは、国の要請（「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月付け総務大臣通知））に基づき、「統一的な基準」と呼ばれる会計基準により取引ごとに複式仕訳を行う財務書類を作成しています。

今後とも、効率的・効果的な行政運営に資するよう財務書類の充実に努めるとともに、財務書類の分析等を通じ、本県の財政状況に関する情報をより分かりやすい形で提供できるよう取り組んでまいります。

<注>

本資料の図表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計等が一致しない場合があります。

II 財務書類の概要

1 財務書類の種類

①貸借対照表 BS (バランスシート)	会計年度末において、県が住民サービスを提供するためにどのような財産(資産)を保有し、その財産(資産)がどのような財源(負債・純資産)で賄われているのかを表示したもの ⇒資産と負債を対比することにより、県の財政状態を把握
②行政コスト計算書 PL	行政サービスにかかった費用(経常行政コスト)と、その直接の対価として得られた手数料等(経常収益)を対比したもの ⇒行政サービスに対する県及び受益者の負担状況を把握
③純資産変動計算書 NW	貸借対照表の純資産が1年間でどのように変動したのかを表示したもの ⇒税等の一般財源・補助金収入や臨時損益等を把握
④資金収支計算書 CF (キャッシュフロー計算書)	現金が1年間でどのように変動したのかを表示したもの ⇒実際の資金の流れや残高状況を把握

※ 「行政コスト計算書」は、企業会計でいう「損益計算書」に相当するものですが、「統一的な基準」に基づき作成する財務書類では、「経常収益」には受益者からの負担金や手数料のみを計上し、税収や補助金等収入は計上しないこととされているため、住民全体に対するサービスにかかった費用を計上する「経常費用」が「経常収益」を大きく上回ることとなり、「純行政コスト」が生じています。

2 財務書類の相関関係(数値は一般会計等)

【貸借対照表(BS)】		【行政コスト計算書(PL)】	
資産 2兆7,546億円	負債 2兆5,269億円	費用 1兆611億円	収益 434億円
・事業用資産 6,575億円	・固定負債 2兆2,516億円	・経常費用 1兆600億円	・経常収益 433億円
・千万資産 1兆4,290億円	・流動負債 2,753億円	・臨時損失 11億円	・臨時利益 1億円
・其他固定資産 4,529億円			
・流動資産 2,153億円			
(うち現金預金 431億円)	純資産 2,277億円		純行政コスト 1兆178億円
【資金収支計算書(CF)】		【純資産変動計算書(NW)】	
前年度末資金残高 435億円	本年度資金収支額 △71億円	前年度末純資産残高 2,177億円	本年度純資産変動額 100億円
・業務活動収支 580億円	・投資活動収支 △969億円	・純行政コスト △1兆178億円	・財源(税収等・国補) 1兆294億円
・財務活動収支 319億円	年度末資金残高 364億円	・其他 △17億円	年度末純資産残高 2,277億円
年度末歳計外現金残高 67億円	年度末現金預金残高 431億円		

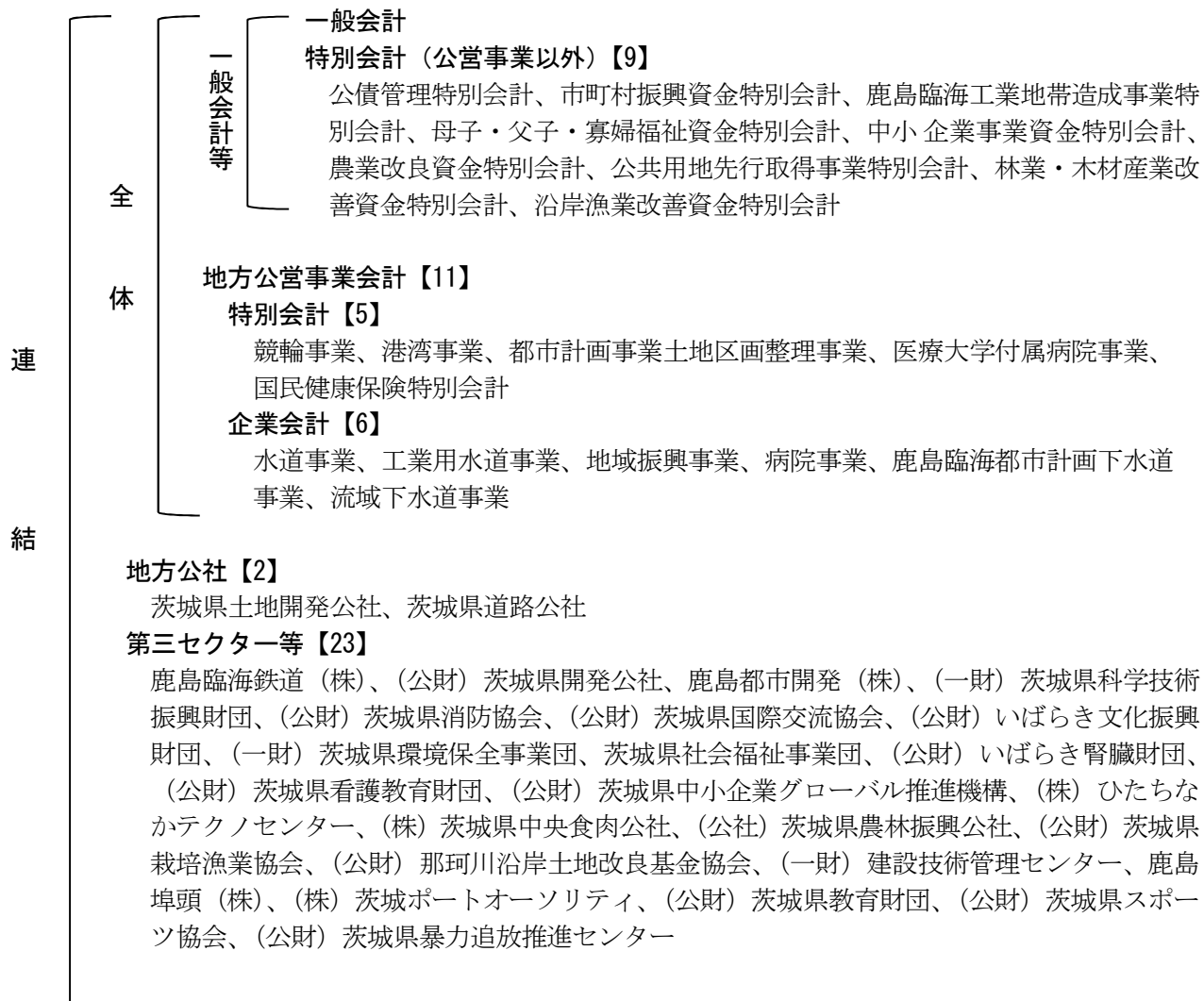
※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合があります。(以下同じ)

3 財務書類の会計区分

財務書類は「一般会計等」、「全体」及び「連結」の3区分により作成しています。

一般会計等	一般会計及び公営事業以外の特別会計（9会計）を加えた10会計を対象
全体	「一般会計等」に公営事業会計（11会計）を加えた21会計を対象
連結	「全体」に加え、地方公社（2）及び第三セクター等（23）を対象

※ 会計間の相互取引及び債権債務は相殺消去しています。



Ⅲ 一般会計等財務書類の概要

1 貸借対照表（BS）

(1) 貸借対照表（BS）とは

会計年度末において、県が住民サービスを提供するためにどのような財産（資産）を保有し、その財産（資産）がどのような財源（負債・純資産）で賄われてきたかを表示したものです。

「負債」とは、地方債などの借入金で、将来支払が必要な債務であり、将来世代の負担となるものです。一方、資産と負債の差額である「純資産」は、税金や国からの補助金等であり、将来の支払負担を生じないものです。

「資産」と「負債」を対比することにより、将来世代の負担状況や財政状況の安定性を把握することができます。

借方	貸方
資産 ・道路・学校などの公共資産 ・現金預金や貸付金などの債権	負債⇒将来支払が必要な債務 (将来世代の負担分) ・地方債など
	純資産⇒資産と負債の差額であり、将来の支払負担を生じないもの (これまでの世代による負担分)

(2) 貸借対照表（BS）の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
【資産の部】	27,546	27,077	469
固定資産	25,393	24,934	459
有形固定資産	21,039	21,178	△ 139
事業用資産	6,575	6,654	△ 79
インフラ資産	14,290	14,357	△ 67
物品	174	167	7
無形固定資産	2	2	0
投資その他の資産	4,353	3,754	599
投資及び出資金	1,616	1,608	8
投資損失引当金	△ 83	△ 83	0
長期延滞債権	75	330	△ 255
長期貸付金	820	909	△ 89
基金	1,931	1,257	674
徴収不能引当金	△ 6	△ 268	262
流動資産	2,153	2,143	10
現金預金	431	493	△ 62
未収金	19	30	△ 11
短期貸付金	92	103	△ 11
基金	883	779	104
棚卸資産	730	742	△ 12
徴収不能引当金	△ 2	△ 3	1

科目名	R3	R2	増減
【負債の部】	25,269	24,899	370
固定負債	22,516	22,399	117
地方債	19,988	19,930	58
長期未払金	1	1	0
退職手当引当金	2,518	2,459	59
損失補償等引当金	8	8	0
流動負債	2,753	2,501	252
1年内償還予定地方債	2,502	2,243	259
未払金	-	-	-
賞与等引当金	184	198	△ 14
預り金	68	59	9
【純資産の部】	2,277	2,177	100
【負債・純資産合計】	27,546	27,077	469

【ポイント】

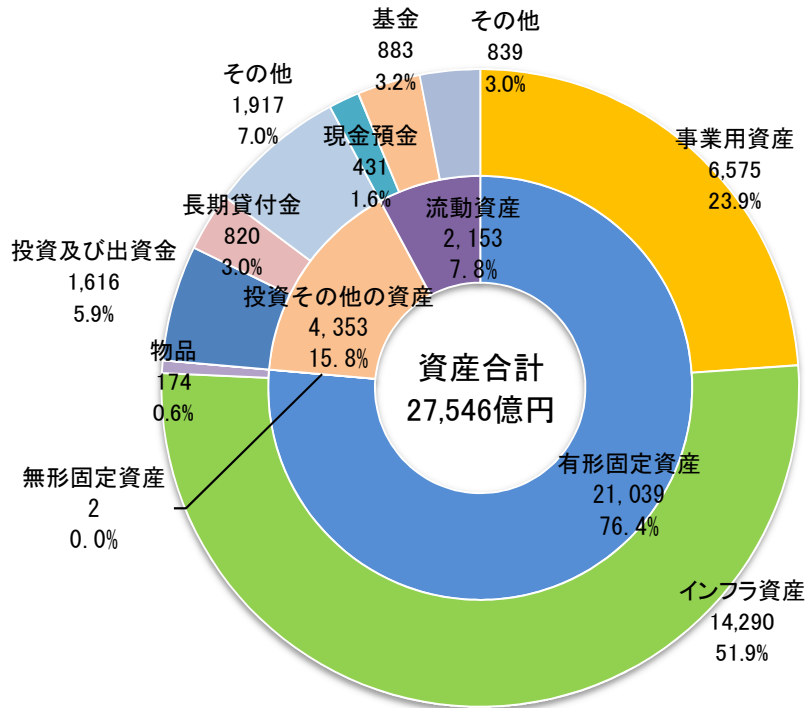
- ・令和3年度における資産合計は、2兆7,546億円、負債合計は2兆5,269億円、純資産は2,277億円となっています。
- ・資産の内訳は、事業用資産6,575億円、インフラ資産1兆4,290億円、投資その他の資産4,353億円、流動資産2,153億円等となっています。
- ・負債の内訳は、固定負債2兆2,516億円、流動負債2,753億円となっており、その内、県債残高は2兆2,490億円となっています。

＜前年度からの主な増減＞

- ・資産：469億円増加（基金への積立てによる増等）
- ・負債：370億円増加（県債残高の増、退職手当引当金の増等）

【資産の構成】

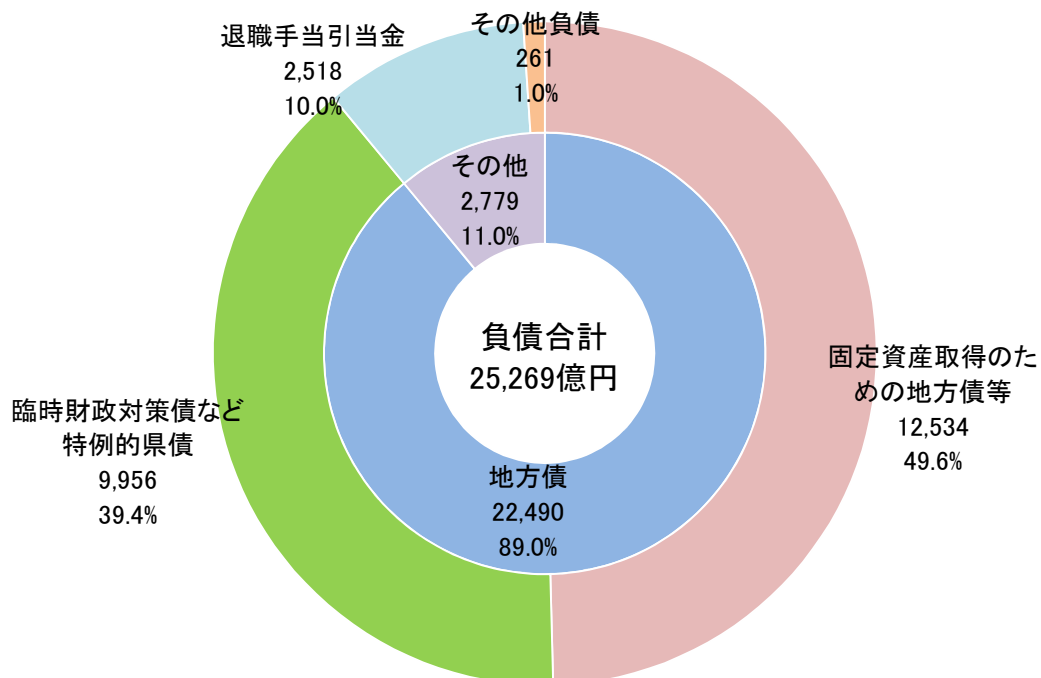
(単位:億円)



有形固定資産は2兆1,039億円となっており、公共施設や庁舎などの「事業用資産」が6,575億円、道路や港湾などの「インフラ資産」が1兆4,290億円、公用車などの「物品」が174億円となっています。

【負債の構成】

(単位:億円)



地方債の内、臨時財政対策債などの特例的県債が9,956億円となっており、このうち臨時財政対策債の償還金については、全額が交付税措置されることとなっています。県債残高の概ね4割程度は交付税措置が予定されています。

【県民一人当たり資産・負債】

令和4年1月1日現在の本県の人口は2,890,377人であることから、県民一人当たりの資産総額は953千円、負債総額は874千円となっています。

2 行政コスト計算書（P L）

(1) 行政コスト計算書（P L）とは

行政コスト計算書は、当該年度の資産形成に結びつかない行政サービスに要したコスト（経費）と、行政サービスの提供により得られた収益（使用料や手数料等）を表示したものです。なお、減価償却費や退職手当引当金繰入額等の非現金コストも計上されています。

(2) 行政コスト計算書（P L）の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
経常費用(A)	10,600	9,939	661
業務費用	6,161	5,681	480
人件費	3,246	3,132	114
物件費等	2,684	2,378	306
物件費	1,438	1,147	291
維持補修費	682	688	△ 6
減価償却費	564	543	21
その他の業務費用	231	171	60
移転費用	4,440	4,259	181
補助金等	3,989	3,842	147
他会計への繰出金	249	250	△ 1
その他	202	167	35

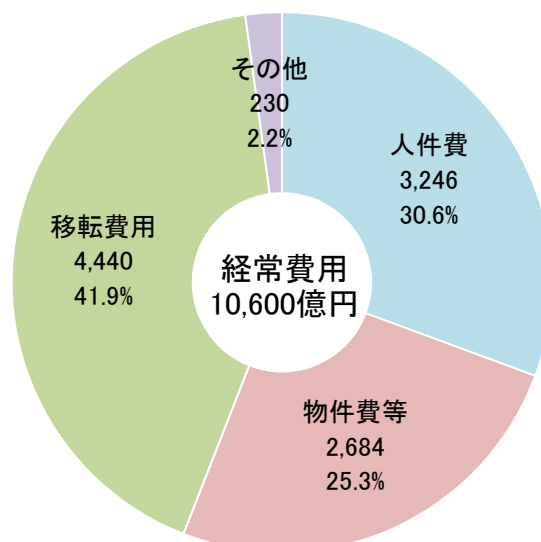
科目名	R3	R2	増減
経常収益(B)	433	374	59
使用料及び手数料	166	170	△ 4
その他	267	204	63
純経常行政コスト(A-B)(C)	10,167	9,566	601
臨時損失(D)	11	74	△ 63
臨時利益(E)	1	1	0
純行政コスト(C+D-E)	10,178	9,638	540

【ポイント】

- ・令和3年度の行政コスト計算書は、経常費用が1兆600億円、経常収益が433億円、差引である純経常行政コストが10,167億円となっています。
 - ・臨時損益を含めた純行政コストは1兆178億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入（純資産変動計算書に計上）で賄われます。
- <前年度からの主な増減>
- ・純行政コスト：540億円増加
(退職手当引当金繰入額の増、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の増等)

【経常費用の構成】

(単位:億円)



経常費用は、人件費が3,246億円、減価償却費や維持補修費等の物件費等が2,684億円、市町村等への補助金や直轄事業負担金等の移転費用が4,440億円、県債の支払利息等のその他が230億円となっています。

【県民一人当たり純行政コスト】

県民一人当たりの経常費用は、367千円、経常収益は15千円、純行政コストは352千円となっています。

3 純資産変動計算書（NW）

(1) 純資産変動計算書（NW）とは

貸借対照表の純資産が当該年度にどのように変動したのかを表示したもので、純資産の減少要因である純行政コスト、増加要因である税金や国庫補助金等の財源、その他の変動要因を計上しています。

(2) 純資産変動計算書（NW）の状況

(単位: 億円)

科目名	R3	R2	増減
①前年度末純資産残高	2,177	2,250	△ 73
②純行政コスト(△)	△ 10,178	△ 9,638	△ 540
③財源	10,294	9,557	737
税金等	7,329	6,797	532
国県等補助金	2,965	2,760	205
④本年度差額(②+③)	117	△ 81	198
⑤資産評価差額	-	1	△ 1
⑥無償所管換等	△ 12	8	△ 20
⑦その他	△ 5	△ 1	△ 4
⑧本年度純資産変動額(④+⑤+⑥+⑦)	100	△ 73	173
⑨本年度末純資産残高(①+⑧)	2,277	2,177	100

【ポイント】

- ・令和3年度末の純資産は、地方税等の一般財源や補助金等収入が純行政コストを上回ったこと等により、前年度末から100億円増の2,277億円となっています。
- ・純資産の変動を項目別にみると、純行政コスト1兆178億円に対し、財源については税金等が7,329億円、国県等補助金が2,965億円となっております。

4 資金収支計算書 (CF)

(1) 資金収支計算書 (CF) とは

「キャッシュフロー計算書」と呼ばれるもので、現金が1年間でどのように変動したのかを表示したものであり、実際の資金の流れや資金の調達状況を把握することができます。

(2) 資金収支計算書 (CF) の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
業務活動収支(A)	580	211	369
業務支出	10,780	10,235	545
業務費用支出	6,341	5,977	364
人件費支出	3,202	3,228	△ 26
物件費等支出	2,120	1,836	284
その他	1,019	913	106
移転費用支出	4,440	4,259	181
補助金等	3,989	3,842	147
その他	451	417	34
業務収入	11,366	10,509	857
税込等収入	8,129	7,539	590
国県等補助金収入	2,795	2,589	206
使用料及び手数料収入	166	170	△ 4
その他	276	212	64
臨時支出	6	62	△ 56
臨時収入	-	-	-

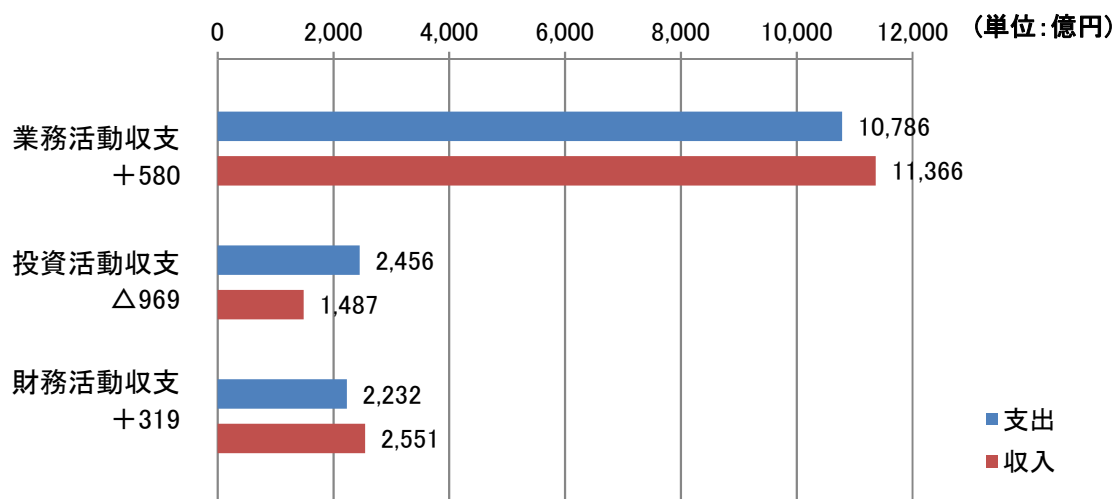
科目名	R3	R2	増減
投資活動収支(B)	△ 969	△ 215	△ 754
投資活動支出	2,456	2,191	265
公共施設等整備費支出	441	508	△ 67
基金積立金支出	1,001	496	505
貸付金支出	1,005	1,178	△ 173
その他	9	10	△ 1
投資活動収入	1,487	1,976	△ 489
国県等補助金収入	170	171	△ 1
基金取崩収入	222	215	7
貸付金元金回収収入	1,093	1,583	△ 490
その他	2	7	△ 5
財務活動収支(C)	319	77	242
財務活動支出	2,232	2,858	△ 626
地方債償還支出	2,232	2,858	△ 626
財務活動収入	2,551	2,935	△ 384
地方債発行収入	2,551	2,935	△ 384

本年度資金収支額(A+B+C)(D)	△ 71	74	△ 145
前年度末資金残高(E)	435	361	74
本年度末資金残高(D+E)(F)	364	435	△ 71
本年度末歳計外現金残高(G)	67	59	8
本年度末現金預金残高(F+G)	431	493	△ 62

【ポイント】

- ・令和3年度末の資金残高は364億円となっています。
- ・資金収支の内訳をみると、業務活動収支が580億円、投資活動収支が△969億円、財務活動収支が319億円となっており、業務活動収支及び財務活動収支による増が投資活動収支による減を下回ったことにより、前年度末から71億円の減となっています。
- ・歳計外現金も含めた令和3年度末の現金預金残高は、431億円となっています。

【資金収支の内訳】



IV 全体財務書類の概要

全体財務書類は、「一般会計等」に公営事業等 1 1 会計（競輪事業、港湾事業、都市計画事業土地区画整理事業、医療大学付属病院事業、水道事業、工業用水道事業、地域振興事業、病院事業、鹿島臨海都市計画下水道事業、流域下水道事業、国民健康保険特別会計）を対象に加えたもので、県のすべての会計を合計したものです。

1 貸借対照表（BS）の状況

（単位：億円）

科目名	R3	R2	増減	科目名	R3	R2	増減
【資産の部】	36,145	35,815	330	【負債の部】	30,240	30,078	162
固定資産	32,123	31,730	393	固定負債	27,198	27,289	△ 91
有形固定資産	27,436	27,593	△ 157	地方債	22,046	22,159	△ 113
事業用資産	7,400	7,472	△ 72	その他	5,152	5,130	22
インフラ資産	19,071	19,156	△ 85	流動負債	3,042	2,789	253
物品	965	964	1	1年内償還予定地方債	2,642	2,393	249
無形固定資産	1,223	1,267	△ 44	その他	400	396	4
投資その他の資産	3,464	2,870	594	【純資産の部】	5,904	5,737	167
流動資産	4,021	4,085	△ 64	【負債・純資産合計】	36,145	35,815	330

【ポイント】

- 令和3年度における資産合計は、3兆6,145億円、負債合計は3兆240億円、純資産は5,904億円となっています。
- 資産の内訳は、事業用資産7,400億円、インフラ資産1兆9,071億円、投資その他の資産3,464億円、流動資産4,021億円等となっています。
- 負債の内訳は、固定負債2兆7,198億円、流動負債3,042億円となっており、その内、県債残高は2兆4,688億円となっています。

2 行政コスト計算書（PL）の状況

（単位：億円）

科目名	R3	R2	増減	科目名	R3	R2	増減
経常費用(A)	13,795	12,985	810	経常収益(B)	1,268	1,144	124
業務費用	7,173	6,594	579	使用料及び手数料	933	860	73
人件費	3,419	3,302	117	その他	335	284	51
物件費等	3,279	2,960	319	純経常行政コスト(A-B)(C)	12,527	11,840	687
その他の業務費用	475	332	143				
移転費用	6,623	6,390	233	臨時損失(D)	19	78	△ 59
補助金等	6,418	6,223	195	臨時利益(E)	2	8	△ 6
その他	204	168	36	純行政コスト(C+D-E)	12,545	11,910	635

【ポイント】

- 令和3年度の行政コスト計算書は、経常費用が1兆3,795億円、経常収益が1,268億円、差引である純経常行政コストが1兆2,527億円となっています。
- 臨時損益を含めた純行政コストは1兆2,545億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入（純資産変動計算書に計上）で賄われます。

V 連結財務書類の概要

連結財務書類は、全体会計に加え、以下の25法人を連結対象として作成しています。

地方公社（2法人）：茨城県土地開発公社、茨城県道路公社

第三セクター（23法人）：鹿島臨海鉄道（株）、（公財）茨城県開発公社、鹿島都市開発（株）、（一財）茨城県科学技術振興財団、（公財）茨城県消防協会、（公財）茨城県国際交流協会、（公財）いばらき文化振興財団、（一財）茨城県環境保全事業団、茨城県社会福祉事業団、（公財）いばらき腎臓財団、（公財）茨城県看護教育財団、（公財）茨城県中小企業グローバル推進機構、（株）ひたちなかテクノセンター、（株）茨城県中央食肉公社、（公社）茨城県農林振興公社、（公財）茨城県栽培漁業協会、（公財）那珂川沿岸土地改良基金協会、（一財）建設技術管理センター、鹿島埠頭（株）、（株）茨城ポートオーソリティ、（公財）茨城県教育財団、（公財）茨城県スポーツ協会、（公財）茨城県暴力追放推進センター

1 貸借対照表（BS）の状況

（単位：億円）

科目名	R3	R2	増減	科目名	R3	R2	増減
【資産の部】	37,024	36,697	327	【負債の部】	30,564	30,422	142
固定資産	32,681	32,285	396	固定負債	27,389	27,483	△ 94
有形固定資産	27,979	28,161	△ 182	地方債等	22,063	22,181	△ 118
事業用資産	7,928	8,024	△ 96	その他	5,326	5,302	24
インフラ資産	19,071	19,156	△ 85	流動負債	3,174	2,940	234
物品	980	980	0	1年内償還予定地方債等	2,649	2,416	233
無形固定資産	1,225	1,269	△ 44	その他	526	524	2
投資その他の資産	3,477	2,856	621	【純資産の部】	6,460	6,275	185
流動資産	4,342	4,412	△ 70	【負債・純資産合計】	37,024	36,697	327

【ポイント】

- ・令和3年度における資産合計は、3兆7,024億円、負債合計は3兆564億円、純資産は6,460億円となっています。
- ・資産の内訳は、事業用資産7,928億円、インフラ資産1兆9,071億円、投資その他の資産3,477億円、流動資産4,342億円等となっています。
- ・負債の内訳は、固定負債2兆7,389億円、流動負債3,174億円となっており、その内、地方債等残高は2兆4,712億円となっています。

2 行政コスト計算書（PL）の状況

（単位：億円）

科目名	R3	R2	増減	科目名	R3	R2	増減
経常費用(A)	14,115	13,260	855	経常収益(B)	1,618	1,438	180
業務費用	7,535	6,873	662	使用料及び手数料	942	862	80
人件費	3,529	3,392	137	その他	676	575	101
物件費等	3,257	2,973	284	純経常行政コスト(A-B)(C)	12,497	11,822	675
その他の業務費用	749	508	241				
移転費用	6,580	6,387	193	臨時損失(D)	39	91	△ 52
補助金等	6,372	6,216	156	臨時利益(E)	5	20	△ 15
その他	208	171	37	純行政コスト(C+D-E)	12,531	11,893	638

【ポイント】

- ・令和3年度の行政コスト計算書は、経常費用が1兆4,115億円、経常収益が1,618億円、差引である純経常行政コストが1兆2,497億円となっています。
- ・臨時損益を含めた純行政コストは1兆2,531億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入（純資産変動計算書に計上）で賄われます。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

自治体名:茨城県
会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	2,539,340	固定負債	2,251,560
有形固定資産	2,103,901	地方債	1,998,827
事業用資産	657,486	長期未払金	139
土地	284,195	退職手当引当金	251,763
立木竹	881	損失補償等引当金	831
建物	635,861	その他	-
建物減価償却累計額	-300,144	流動負債	275,309
工作物	152,483	1年内償還予定地方債	250,173
工作物減価償却累計額	-119,579	未払金	4
船舶	1,995	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-1,514	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	18,382
航空機	978	預り金	6,750
航空機減価償却累計額	-978	その他	-
その他	68	負債合計	2,526,869
その他減価償却累計額	-14	【純資産の部】	
建設仮勘定	3,255	固定資産等形成分	2,636,868
インフラ資産	1,429,012	余剰分(不足分)	-2,409,126
土地	483,566		
建物	1,246		
建物減価償却累計額	-346		
工作物	1,915,194		
工作物減価償却累計額	-1,075,582		
その他	2,349		
その他減価償却累計額	-1,459		
建設仮勘定	104,044		
物品	51,900		
物品減価償却累計額	-34,498		
無形固定資産	165		
ソフトウェア	48		
その他	117		
投資その他の資産	435,275		
投資及び出資金	161,550		
有価証券	-		
出資金	65,935		
その他	95,615		
投資損失引当金	-8,345		
長期延滞債権	7,536		
長期貸付金	81,963		
基金	193,130		
減債基金	92,520		
その他	100,610		
その他	-		
徴収不能引当金	-558		
流動資産	215,271		
現金預金	43,120		
未収金	1,853		
短期貸付金	9,205		
基金	88,323		
財政調整基金	41,080		
減債基金	47,243		
棚卸資産	72,977		
その他	-		
徴収不能引当金	-208	純資産合計	227,742
資産合計	2,754,611	負債及び純資産合計	2,754,611

行政コスト計算書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

自治体名:茨城県

会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目名	金額
経常費用	1,060,032
業務費用	616,081
人件費	324,595
職員給与費	263,390
賞与等引当金繰入額	18,382
退職手当引当金繰入額	34,374
その他	8,449
物件費等	268,401
物件費	143,791
維持補修費	68,209
減価償却費	56,401
その他	-
その他の業務費用	23,085
支払利息	8,156
徴収不能引当金繰入額	563
その他	14,366
移転費用	443,951
補助金等	398,873
社会保障給付	16,482
他会計への繰出金	24,921
その他	3,675
経常収益	43,297
使用料及び手数料	16,589
その他	26,709
純経常行政コスト	1,016,735
臨時損失	1,103
災害復旧事業費	594
資産除売却損	397
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	112
臨時利益	64
資産売却益	62
その他	2
純行政コスト	1,017,773

純資産変動計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

自治体名:茨城県
会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目	合計		
	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	217,739	2,581,481	-2,363,742
純行政コスト(△)	-1,017,773		-1,017,773
財源	1,029,449		1,029,449
税金等	732,930		732,930
国県等補助金	296,519		296,519
本年度差額	11,676		11,676
固定資産等の変動(内部変動)		57,012	-57,012
有形固定資産等の増加		44,118	-44,118
有形固定資産等の減少		-56,867	56,867
貸付金・基金等の増加		204,432	-204,432
貸付金・基金等の減少		-134,671	134,671
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	-1,173	-1,173	
その他	-499	-451	-48
本年度純資産変動額	10,003	55,388	-45,385
本年度末純資産残高	227,742	2,636,868	-2,409,126

資金収支計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

自治体名：茨城県
会計：一般会計等

(単位：百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	1,078,022
業務費用支出	634,071
人件費支出	320,210
物件費等支出	212,004
支払利息支出	8,156
その他の支出	93,700
移転費用支出	443,951
補助金等支出	398,873
社会保障給付支出	16,482
他会計への繰出支出	24,921
その他の支出	3,675
業務収入	1,136,607
税収等収入	812,891
国県等補助金収入	279,513
使用料及び手数料収入	16,595
その他の収入	27,607
臨時支出	594
災害復旧事業費支出	594
その他の支出	0
臨時収入	0
業務活動収支	57,991
【投資活動収支】	
投資活動支出	245,599
公共施設等整備費支出	44,118
基金積立金支出	100,080
投資及び出資金支出	904
貸付金支出	100,497
その他の支出	0
投資活動収入	148,700
国県等補助金収入	17,006
基金取崩収入	22,181
貸付金元金回収収入	109,339
資産売却収入	175
その他の収入	0
投資活動収支	-96,898
【財務活動収支】	
財務活動支出	223,232
地方債償還支出	223,232
その他の支出	0
財務活動収入	255,089
地方債発行収入	255,089
その他の収入	0
財務活動収支	31,856
本年度資金収支額	-7,051
前年度末資金残高	43,457
本年度末資金残高	36,406
前年度末歳計外現金残高	5,889
本年度歳計外現金増減額	824
本年度末歳計外現金残高	6,714
本年度末現金預金残高	43,120

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

自治体名:茨城県

会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	3,212,317	固定負債	2,719,825
有形固定資産	2,743,598	地方債等	2,204,582
事業用資産	739,966	長期未払金	139
土地	288,638	退職手当引当金	255,949
立木竹	881	損失補償等引当金	831
建物	675,836	その他	258,325
建物減価償却累計額	-322,050	流動負債	304,203
工作物	158,005	1年内償還予定地方債等	264,230
工作物減価償却累計額	-123,995	未払金	13,190
船舶	1,995	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-1,514	前受金	-
浮標等	37	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-2	賞与等引当金	19,365
航空機	978	預り金	7,054
航空機減価償却累計額	-978	その他	364
その他	68	負債合計	3,024,028
その他減価償却累計額	-14	【純資産の部】	
建設仮勘定	62,081	固定資産等形成分	3,310,248
インフラ資産	1,907,092	余剰分(不足分)	-2,719,814
土地	506,987		
建物	84,503		
建物減価償却累計額	-45,381		
工作物	2,446,689		
工作物減価償却累計額	-1,359,921		
その他	2,349		
その他減価償却累計額	-1,459		
建設仮勘定	273,325		
物品	363,462		
物品減価償却累計額	-266,922		
無形固定資産	122,311		
ソフトウェア	48		
その他	122,262		
投資その他の資産	346,408		
投資及び出資金	65,935		
有価証券	-		
出資金	65,935		
その他	-		
投資損失引当金	-693		
長期延滞債権	7,723		
長期貸付金	66,503		
基金	207,085		
減債基金	92,520		
その他	114,565		
その他	413		
徴収不能引当金	-558		
流動資産	402,145		
現金預金	121,474		
未収金	13,605		
短期貸付金	9,609		
基金	88,323		
財政調整基金	41,080		
減債基金	47,243		
棚卸資産	153,904		
その他	15,504		
徴収不能引当金	-272		
資産合計	3,614,462	純資産合計	590,434
		負債及び純資産合計	3,614,462

行政コスト計算書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

自治体名:茨城県

会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	1,379,549
業務費用	717,298
人件費	341,894
職員給与費	275,304
賞与等引当金繰入額	19,336
退職手当引当金繰入額	35,252
その他	12,002
物件費等	327,858
物件費	170,833
維持補修費	75,282
減価償却費	81,261
その他	482
その他の業務費用	47,545
支払利息	9,735
徴収不能引当金繰入額	563
その他	37,247
移転費用	662,252
補助金等	641,816
社会保障給付	16,482
他会計への繰出金	-
その他	3,954
経常収益	126,819
使用料及び手数料	93,295
その他	33,524
純経常行政コスト	1,252,730
臨時損失	1,949
災害復旧事業費	594
資産除売却損	487
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	868
臨時利益	207
資産売却益	66
その他	141
純行政コスト	1,254,472

純資産変動計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

自治体名:茨城県

会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	合計		
	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	573,663	3,262,049	-2,688,386
純行政コスト(△)	-1,254,472		-1,254,472
財源	1,273,509		1,273,509
税金等	892,333		892,333
国県等補助金	381,176		381,176
本年度差額	19,037		19,037
固定資産等の変動(内部変動)		49,924	-49,924
有形固定資産等の増加		64,728	-64,728
有形固定資産等の減少		-83,503	83,503
貸付金・基金等の増加		229,726	-229,726
貸付金・基金等の減少		-161,027	161,027
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	-1,140	-1,140	
その他	-1,126	-585	-542
本年度純資産変動額	16,771	48,199	-31,428
本年度末純資産残高	590,434	3,310,248	-2,719,814

資金収支計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

自治体名:茨城県
会計:全体会計

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	1,377,461
業務費用支出	715,205
人件費支出	337,320
物件費等支出	252,287
支払利息支出	9,735
その他の支出	115,864
移転費用支出	662,256
補助金等支出	641,821
社会保障給付支出	16,482
他会計への繰出支出	-
その他の支出	3,954
業務収入	1,466,748
税収等収入	967,772
国県等補助金収入	361,773
使用料及び手数料収入	87,645
その他の収入	49,558
臨時支出	664
災害復旧事業費支出	594
その他の支出	70
臨時収入	136
業務活動収支	88,759
【投資活動収支】	
投資活動支出	264,565
公共施設等整備費支出	63,163
基金積立金支出	100,577
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	100,825
その他の支出	-
投資活動収入	156,610
国県等補助金収入	22,112
基金取崩収入	22,181
貸付金元金回収収入	110,322
資産売却収入	229
その他の収入	1,767
投資活動収支	-107,955
【財務活動収支】	
財務活動支出	256,557
地方債等償還支出	255,965
その他の支出	592
財務活動収入	269,583
地方債等発行収入	269,583
その他の収入	-
財務活動収支	13,026
本年度資金収支額	-6,170
前年度末資金残高	120,929
本年度末資金残高	114,760
前年度末歳計外現金残高	5,889
本年度歳計外現金増減額	824
本年度末歳計外現金残高	6,714
本年度末現金預金残高	121,474

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

自治体名: 茨城県

会計: 連結会計

(単位: 百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	3,268,148	固定負債	2,738,912
有形固定資産	2,797,940	地方債等	2,206,274
事業用資産	792,803	長期未払金	156
土地	311,434	退職手当引当金	260,855
土地減損損失累計額	-5,893	損失補償等引当金	826
立木竹	881	その他	270,801
立木竹減損損失累計額	-	流動負債	317,438
建物	719,036	1年内償還予定地方債等	264,864
建物減価償却累計額	-351,810	未払金	19,226
建物減損損失累計額	-5,794	未払費用	482
工作物	201,389	前受金	2,966
工作物減価償却累計額	-140,825	前受収益	51
工作物減損損失累計額	-236	賞与等引当金	19,765
船舶	6,638	預り金	8,491
船舶減価償却累計額	-4,800	その他	1,594
船舶減損損失累計額	-	負債合計	3,056,350
浮標等	37	【純資産の部】	
浮標等減価償却累計額	-2	固定資産等形成分	3,365,678
浮標等減損損失累計額	-	余剰分(不足分)	-2,739,017
航空機	978	他団体出資等分	19,364
航空機減価償却累計額	-978		
航空機減損損失累計額	-		
その他	93		
その他減価償却累計額	-32		
その他減損損失累計額	-		
建設仮勘定	62,687		
インフラ資産	1,907,092		
土地	506,987		
土地減損損失累計額	-		
建物	84,503		
建物減価償却累計額	-45,381		
建物減損損失累計額	-		
工作物	2,446,689		
工作物減価償却累計額	-1,359,921		
工作物減損損失累計額	-		
その他	2,349		
その他減価償却累計額	-1,459		
その他減損損失累計額	-		
建設仮勘定	273,325		
物品	376,482		
物品減価償却累計額	-278,399		
物品減損損失累計額	-39		
無形固定資産	122,486		
ソフトウェア	172		
その他	122,314		
投資その他の資産	347,722		
投資及び出資金	51,150		
有価証券	2,891		
出資金	48,260		
その他	-		
長期延滞債権	7,723		
長期貸付金	43,984		
基金	237,248		
減債基金	92,520		
その他	144,728		
その他	8,174		
徴収不能引当金	-558		
流動資産	434,223		
現金預金	140,590		
未収金	16,178		
短期貸付金	9,207		
基金	88,323		
財政調整基金	41,080		
減債基金	47,243		
棚卸資産	161,680		
その他	18,527		
徴収不能引当金	-282		
繰延資産	5	純資産合計	646,025
資産合計	3,702,375	負債及び純資産合計	3,702,375

連結行政コスト計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

自治体名:茨城県
会計:連結会計

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	1,411,467
業務費用	753,499
人件費	352,913
職員給与費	283,248
賞与等引当金繰入額	19,626
退職手当引当金繰入額	35,523
その他	14,516
物件費等	325,650
物件費	165,850
維持補修費	76,212
減価償却費	83,410
その他	177
その他の業務費用	74,937
支払利息	9,750
徴収不能引当金繰入額	566
その他	64,620
移転費用	657,968
補助金等	637,191
社会保障給付	16,482
その他	4,295
経常収益	161,764
使用料及び手数料	94,161
その他	67,603
純経常行政コスト	1,249,704
臨時損失	3,891
災害復旧事業費	594
資産除売却損	495
損失補償等引当金繰入額	-
その他	2,802
臨時利益	493
資産売却益	66
その他	427
純行政コスト	1,253,101

連結純資産変動計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

自治体名:茨城県

会計:連結会計

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	627,480	3,257,171	-2,649,489	19,798
純行政コスト(△)	-1,253,101		-1,253,101	-
財源	1,274,035		1,274,035	-
税収等	892,570		892,570	-
国県等補助金	381,464		381,464	-
本年度差額	20,934		20,934	-
固定資産等の変動(内部変動)		110,298	-110,298	
有形固定資産等の増加		71,798	-71,798	
有形固定資産等の減少		-93,022	93,022	
貸付金・基金等の増加		317,958	-317,958	
貸付金・基金等の減少		-186,436	186,436	
資産評価差額	-156	-156		
無償所管換等	-1,140	-1,140		
他団体出資等分の増加			-812	812
他団体出資等分の減少			1,246	-1,246
比例連結割合変更に伴う差額	-	-	-	-
その他	-1,093	-496	-597	
本年度純資産変動額	18,545	108,507	-89,528	-434
本年度末純資産残高	646,025	3,365,678	-2,739,017	19,364

連結資金収支計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日自治体名：茨城県
会計：連結会計

(単位：百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	1,403,768
業務費用支出	745,858
人件費支出	348,148
物件費等支出	251,187
支払利息支出	9,750
その他の支出	136,773
移転費用支出	657,910
補助金等支出	637,182
社会保障給付支出	16,482
その他の支出	4,246
業務収入	1,500,929
税収等収入	967,988
国県等補助金収入	362,062
使用料及び手数料収入	88,487
その他の収入	82,391
臨時支出	664
災害復旧事業費支出	594
その他の支出	70
臨時収入	143
業務活動収支	96,639
【投資活動収支】	
投資活動支出	267,863
公共施設等整備費支出	64,205
基金積立金支出	100,580
投資及び出資金支出	859
貸付金支出	100,825
その他の支出	1,394
投資活動収入	156,276
国県等補助金収入	22,271
基金取崩収入	22,183
貸付金元金回収収入	109,261
資産売却収入	276
その他の収入	2,286
投資活動収支	-111,586
【財務活動収支】	
財務活動支出	261,953
地方債等償還支出	259,213
その他の支出	2,740
財務活動収入	272,358
地方債等発行収入	271,260
その他の収入	1,097
財務活動収支	10,404
本年度資金収支額	-4,542
前年度末資金残高	138,419
比例連結割合変更に伴う差額	-
本年度末資金残高	133,876
前年度末歳計外現金残高	5,889
本年度歳計外現金増減額	824
本年度末歳計外現金残高	6,714
本年度末現金預金残高	140,590

令和 5 年第 1 回定例会
総務企画委員会説明資料

令和 4 年度決算特別委員会改善要望への対応状況一覧

令和 5 年 3 月 1 4 日
総 務 部

令和4年度決算特別委員会改善要望への対応状況一覧

【部局名：総務部】

No.	要望項目 (担当課)	要望内容	R 5 当初予算への反映状況	その他対応状況
1	出資団体について (出資団体指導室)	入場収入を年間収支の基本とする実質的に収益事業であるアクアワールド茨城県大洗水族館などは、独立採算のうえで資金を確保すること。 そのため、県の出資団体において収益事業については、財政的な分離独立を視野に、財務管理すべきである。	—	要望内容を踏まえながら、各所管課や出資団体等の意見を聞きつつ、指導に努めていく。
2	予備費について (財政課)	令和3年度一般会計決算では、新型コロナウイルス対応により予備費が40億円計上されたところだが、今後とも予備費の支出にあたっては、緊急性のある支出等を原則とすること。	—	予備費の支出にあたっては、緊急性のある支出等を原則として対応。
3	主要施策の成果に関する報告書の記載内容の見直しについて (財政課)	(1) 当初予算と最終予算の比較 決算審査に予算額の年度内推移を明確にすること。 ① 報告書に記載の主要事業は、年度当初に各部が作成する「〇〇部の概要」の主要事務事業と名称を一致して仕分けるべき。 ② 当初予算は、「〇〇部の概要」の現計予算と一致するべき。(関連事業は連結して良い。) ③ 報告書の「②事業の実績」の予算等の計数の「補正予算額」は、年度内補正予	—	決算審議の充実という観点や事務量の増加など様々な面から、記載内容について研究。

	<p>算額と最終補正予算額と分けて記載すべき。不用額など最終補正額が明示されないことは予算額の編成に対する審査を阻害している。</p> <p>④ 事業別の項の最終補正後の「予算額」は不要であり、当初予算とすべき。</p>		
	<p>(2) 事業ごとの決算の内訳 財源の用途を明確にすることで適切な税の活用を示すこと。</p> <p>① 事業名毎の決算額は、投資的な金額と運用的な金額と仕分けして記載すべき。</p> <p>② または、固定費充当及び変動費充当など予算用途の内実別な仕分けにより決算額を明示すべき。</p> <p>③ なかでも一般会計を財源とする事業は県民に対する予算の「見える化」のためにも一定程度詳細であるべき。</p> <p>④ 委託事業及び指定管理先については、委託先の記載を徹底して継続年限を合わせて表示すべき。</p>	—	<p>当初予算と決算額との比較検証にも繋がる一方で、内容が複雑化しボリュームも大きくなる恐れにも配慮し、電子化、システム化も含め研究。</p>
	<p>(3) 事業の成果及び今後の課題 PDCAの check 評価を報告書に記載すること。</p> <p>① 記載内容が前年以前と同様な文章であってはならない。</p> <p>② 今後の課題は、より具体的に県としての問題意識と改善策を提示する内容とすべき。</p>	—	<p>事業を継続する意義やその記載方法も含めて検討。</p>

4	<p>主要施策の成果に関する報告書の改訂について (財政課)</p>	<p>(1) 新地方公会計制度と一体感のある報告書とするために、総務部が作成する「茨城県の財務書類」を報告書に掲載すべき。そのためには財務書類の前倒し作成が必要となる。</p>	—	<p>財務書類は議会の認定に付すことは法律上義務付けられていないところ。</p> <p>財務書類の作成には、出納閉鎖後の5月末から6か月程度の期間を要することから、活用している9県の状況をよく調査・分析し検証。</p>
		<p>(2) 監査委員が作成する茨城県歳入歳出決算審査意見書にある第4の3財産管理の(1)～(4)を報告書に掲載すべき。</p> <p>(3) 歳計現金については、意見書第4の4歳計現金及び県債現在高の状況に加えて、歳計現金の月別の歳入と歳出の残高推移を一覧表で掲載すべき。</p> <p>(4) 一般会計、特別会計の「債務負担行為」の月別残高推移を一覧表で掲載すべき。</p> <p>(5) 各部が所管し、委託事業を行う県の外郭団体についても効果的な委託事業となっているかなど審査できるようにすべき。</p> <p>以上を踏まえて、議会と執行部で、例えば「新しい主要施策の成果に関する報告書策定研究会」を立上げて、決算認定あたり議会と執行部がより綿密な質疑が期待できる報告書の改訂に取り組むこと。</p>	—	<p>改訂のメリット・デメリットを整理し、他県の状況や地方財政に精通した方々の意見も参考としながら、研究。</p>

5	<p>信号機の新設について (財政課) ※警察本部でも対応</p>	<p>信号機の新設数については、信号機の設置要望数に対し大変少ない状況であることから、硬直的な予算枠については見直し、できる限り新設数を増やすように努めること。</p> <p>また、県民の安心安全を守るため、信号機の設置は大変重要であることから、ランニングコストも含めて十分な予算措置をすること。</p>	<p>○国設置基準を満たす信号機の新設数の増加 (R4: 25 基→R5:36 基 +11 基)</p> <p>[参考] ()は一財 R4 当初: 144,954 千円 (54 千円) R5 当初: 208,000 千円 (100 千円)</p>	-
6	<p>予算編成について (財政課)</p>	<p>物価高騰により予算の自然増が見込まれるが、真に必要な事業については十分な予算措置をすべきであり、一律に既定予算内に抑えるような予算編成は慎むこと。</p>	<p>令和5年度当初予算では、物価高騰や予算の執行状況等を踏まえ、所要額を計上した。</p>	-